

社会保障審議会児童部会
ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会
(第10回)

平成27年7月28日(火)
10:00～12:00
航空会館会議室(5階)

議事次第

○議事

1. 開会
2. 議題

ひとり親家庭への支援施策の在り方について

3. 閉会

〔配布資料〕

- 資料1 「子供の未来応援国民運動」発起人集会 総理ご発言内容
資料2 ひとり親家庭・多子世帯等の自立支援に関する関係府省会議の開催について
資料3 専門委員会委員からの意見(概要)

- 参考資料1 「子供の未来応援国民運動」発起人集会 パンフレット
参考資料2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針新旧
対照表(第9回専門委員会終了時点版)
参考資料3 【島根県・浜田市】介護人材確保のためのシングルペアレントの受入れ(モデル)
事業

平成27年4月2日「子供の未来応援国民運動」発起人集会 安倍総理ご発言内容
(官邸ホームページより)

- 子供の貧困は、頑張れば報われるというまっとうな社会の根幹に関わる問題です。子供達の未来が、家庭の経済事情によって、左右されることがないように、社会を挙げて取り組んでいきたいと思えます。
- 今年度予算案では、学校を貧困対策のプラットフォームとし、スクールソーシャルワーカー、中学生向けの原則無料の学習支援等を大幅に拡充していきます。また、経済事情により、進学を諦めることのないよう、高校生向けの奨学給付金、そして大学の無利子奨学金や授業料減免等の充実にも取り組んでいきます。
- 今後更に、就労しながらも、経済的に厳しい一人親家庭や多子世帯の自立を応援していく必要があります。子育て、生活、就業、経済面などについて一層の充実を図っていくとともに、支援を必要とする家庭に対し、行政の支援が確実につながる仕組みを整えていく必要があります。
- 厚生労働大臣を始めとする関係閣僚に対し、充実施策の検討を指示し、夏を目途にその方向性を取りまとめ、年末を目途に財源確保を含めた政策パッケージを策定していきます。
- 既定の予算を社会保障、教育関係を含めて見直しをしていき、社会全体で子供の育ちを支える仕組みを作っていきたいと思えますので、経済界の皆様にも従来にも増してお願いをしたいと思えますのでよろしくお願いいたします。
- 更に、地方公共団体においても、是非、子供の貧困対策の計画を作っていただき、地域の企業やNPOと手を携えて、支援に取り組んでいくようお願いいたします。
- どんな環境にあっても、自分の将来に目標を持って、夢を持って、その夢に向かって歩いていくことのできる日本にしていきたいと思えますし、日本をそういう国にしていけない限り、日本の未来はないんだろう、こう思っているんです。そのためにも、みんなで力を合わせていく必要があります。
- 今日正にその意味で、各界からこうしてお集まりをいただきました。大変心強く思えます。皆さん心をつにして、誰にでもチャンスのある、活力に満ちた優しい、そして明るい、強い日本を作っていこうではありませんか。どうぞ皆様よろしくお願いを申し上げます。

ひとり親家庭・多子世帯等の自立支援に関する関係府省会議の開催について

平成 27 年 4 月 20 日
関係府省申し合わせ

1. 就労しながらも経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭・多子世帯等の自立の支援を図る必要があることに鑑み、政府全体として関係府省が連携して支援の充実策を検討するため、ひとり親家庭・多子世帯等の自立支援に関する関係府省会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。
 - 議 長 内閣官房副長官
 - 構成員 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
 - 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
 - 法務省民事局長
 - 文部科学省生涯学習政策局長
 - 国土交通省住宅局長
3. 会議の庶務は、厚生労働省において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

専門委員会委員からの意見（概要）

【相談支援体制に関するもの①】

資料 3

○相談体制の強化

- 縦割りでなく、ワンストップサービスが受けられるような体制づくりが必要。
- 就業支援専門員は、生活困窮者自立支援の就業支援・就労準備支援担当者と実質的連携ができるよう、その専門性確立のための研修・訓練をしっかりとする必要がある。
- ひとり親家庭の相談ニーズは複合することが多いため、相談支援体制の中にリーガル・サービスを組み込むことはひとり親家庭の支援に必要不可欠。
- 多様なニーズに対応するためには、即時的にサービス提供の決定を行うことが必要であり、できれば相談機関がその場でサービスの提供を行えることが望ましい。
- 「総合性」「専門性」「即時性」の3つを満たす相談支援体制が不可欠。この3要件を満たす相談支援機関が地域の中核的なセンター（子ども家庭支援センター）として存在し、それに行政機関（ハローワーク等を含む）や家庭裁判所、民間相談機関が有機的に結びつき、個々のケースに応じた多様な相談支援体制が整備されることが望ましい。
- 訪問して働きかける人が必要。小学校校区くらいの単位に1人を配置。また、いつでも訪ねていける「よろず相談所」のような場所の設置が必要。
- 状況が違えば支援の優先順位は変わる。また、問題が一つではなく複雑に絡み合っている場合は、包括的な支援を行わなければならない。支援のニーズを掴むための体制づくりがまずは必要。相談の段階で地域間格差を生み出さないような制度設計が望まれる。
- 児童扶養手当の現況届（8月）の時期などを活用し、集中的な相談支援の実施とその後のアフターフォローを検討することが必要。

専門委員会委員からの意見（概要）

【相談支援体制に関するもの②】

○支援につながる仕組み

- 住民に身近な自治体である市では、支援が確実につながる仕組みが求められている。県、市町村、民間団体等の機関の一覧の周知を誰もがわかりやすく入手しやすい方法で行うとともに、市、県、関係機関が、専門の相談を担える人材がどこに配置されているのかを理解し、つなげることが必要。
- 行政がひとり親世帯や多子世帯を認知したときに積極的に相談機関に結び付けるとともに、定期的なフォローアップで支援につなげるなどの工夫も必要。複数の関係機関の連携が必要な場合もある。包括的支援のための情報共有等は必須。
- 児童扶養手当が受給できることでほかの施策が利用できる。児童扶養手当の申請に来たひとり親を手当の受給要件に合わない、受給申請書類がそろわないということで追い返すようなことをせず、次の施策につなげることを積極的に行うようにすることが必要。
- 戸籍課、住民課などにも福祉の手がかりになるパンフレットを配置し、ひとり親であれば案内することが必要。

専門委員会委員からの意見（概要）

【相談支援体制に関するもの③】

○分かりやすい情報提供

- 支援メニューは豊富だが地域の実情も踏まえたうえで、合理化を図るべき。また、利用できる制度等があっても制度を知らなければ利用できないので、利用できる制度の周知を徹底すべき。
- 支援を必要とするひとり親家庭に対して、必要となるその時に支援メニューが確実に利用できるよう、相談機能・情報発信機能を強化する必要。
- ひとり親家庭の支援施策を周知するため、スマートフォン用のサイトの開設などを通じた周知の方法を検討することが必要。
- 困っている人向けのアプリをつくることを検討（どこかで人の相談に結びつける）。アプリ等で情報が手軽に届けば、情報発信においての地域間格差はかなり解消する。
- 母子世帯等の交流サイトやSNSによる情報発信等を検討してはどうか。また、民間が行う事業であっても必要な事業であれば事業が継続できるよう公的な枠組みを構築すべき。
- 読みやすさに配慮したリーフレットの作成などを検討する。マンガで分かりやすく解説したチラシを配布することが必要。全戸配布の市報などは読みやすくすることが必要。

○生活困窮者自立支援制度等の他制度との連携

- 生活困窮者自立支援制度との運用上の連携が必要。そのため、相互の支援の担当者・委託先が互いの事業をよく理解しあうことが必要。制度を理解する研修事業やケースごとの具体的支援での連携の実例を紹介する資料作成などを行ってはどうか。
- 関係機関で十分な連携をとれる体制の整備が必要であり、専門的な人員配置を促進するという点では財政措置が必要。
- 窓口で、まず受け入れる、そして、必要なら生活困窮者自立支援制度を始め他の社会的資源につないでいくことが必要。研修会やケース検討会を通じての人材育成が必要。支援スタッフの育成プログラムを福祉系の大学などと連携して開発してはどうか。

専門委員会委員からの意見（概要）

【子育て・生活支援に関するもの①】

○子育て・生活支援に関するもの

- 掃除や調理などができない人には、訪問して教えるような人を派遣する。少しずつ生活力をつけるための手助けが必要。
- 子どもの見守りなどの手助け、育児不安について聞ける人が必要。
- ひとり親親子交流事業の活性化、ひとり親当事者目線による乳幼児を抱えるひとり親の親子交流事業が必要。

○一般の子育て支援施策に関するもの

- 保育園入所やファミリー・サポート・センター事業など、一般の子育て支援にひとり親家庭への支援を上乗せし、支援の充実を図ることが必要。
- 保育園に子どもを預けられないひとり親家庭が増えている。優先ポイントがあったとしても、求職中なので入れず、生活が成り立たなくなる。こうした場合の総合的な相談に応じ、緊急対応が必要。
- 病児保育の充実や病児保育民間サービスのチケット配布、ファミリーサポート・緊急サポート事業の低所得世帯への減免措置への国庫補助の大幅拡大、一定所得以下のひとり親の場合には学童保育の無料利用、障がい児の児童デイサービス以外での預け場所（夜間、休日など）、ショートステイ・トワイライトステイ、一時保育事業の国庫補助の拡大が必要。
- 保育施設への助成により待機児童を解消し親の就労や求職活動を支援すること、夜間保育を充実させ、ネグレクト家庭への養育支援や親の就労を支援することが必要。
- 小学生の学童保育機能の充実が必要。

専門委員会委員からの意見（概要）

【子育て・生活支援に関するもの②】

○子供の支援に関するもの

- 子どもへの訪問事業（ホームフレンド事業の活性化）が必要。
- 子どもが学校から帰ってから行ける居場所づくりと学習支援、安価で食事が食べられる施設が必要。
- 食事の現物給付を検討することが必要。その際、フードバンク事業の活用も検討することが必要。
- フードバンク事業の拠点や子ども食堂などの拠点増とマップづくり、そこから支援につなげるしくみが必要。

○母子生活支援施設に関するもの

- 母子生活支援施設の地域支援機能を強化することが必要。
- 母子生活支援施設の機能を拡充し、離婚直後のひとり親家庭だけでなく、DV被害者、離婚を前提とした別居中の母子も入居できるようにすることが必要。

○住まいに関するもの

- 住宅問題の解消のため、空き家を有効利用する方法もある。空き家をひとり親世帯、多子世帯に貸す場合、固定資産税を軽減したり、家賃を補助するなどして、ひとり親世帯、多子世帯の住宅の安定確保に努めることが必要。
- ひとり親世帯が優先入居可能な公営住宅を確保する。また、働きやすい地域にある公営住宅については特に優先的に入居できるようにすること。都心部に立地している入居者が少ない民間マンションを公営住宅として活用を検討する。
- ひとり親家庭が、安心して子育てや就労に取り組めるよう、住居費に対する補助等、住環境の確保に対する支援が必要。

専門委員会委員からの意見（概要）

【就業支援に関するもの】

○就業支援施策全般に関するもの

- 生活の安定を確保したうえで、中長期的な視点で「就業支援策」を講じるべき。学び直しや職業訓練は社会的コストもかかるが、その費用は将来回収できる費用であるから、母子家庭の母が利用しやすい就業支援策を講ずるべき。入口戦略（就労機会の確保や職業訓練等）と出口戦略（雇用につなげる、地域で雇用を創出する等）をしっかりと立てることが必要。
- パート・派遣就労などから安定的な就労へと雇用の安定を図ることが必要であり、企業等を巻き込んだ対策が必要。
- 公的機関のひとり親家庭の雇い入れについての促進、公契約条例への取り入れが必要。
- 新規・中途採用者等にジョブコーチを配置し、より継続的な就労を支援することが必要。
- 働く習慣を身につけるための中間就労の場を作る必要がある。
- ひとり親家庭の子どもたちの学校卒業後（退学も含む）の就労支援が必要
- 企業内保育所の設置を助成し、子どもの養育と親の就労を支援することが必要。

○高等職業訓練促進給付金等に関するもの

- 自立支援教育訓練給付金事業の拡充により資格取得と就労を支援することが必要。
- 高等職業訓練促進給付金事業を拡充し、就労を支援することが必要。
- 高等技能訓練促進費事業を2年間から3年間に期間延長が必要。

○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業に関するもの

- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の周知と総合的な支援が必要。マンガ入りパンフなどをつくり、周知すべき。
- 高校卒業資格取得のための授業料を助成し、就労を支援することが必要。

専門委員会委員からの意見（概要）

【経済的支援に関するもの】

○養育費の確保に関するもの

- 安心して面会交流ができるように裁判所と厚生労働省・法務省が連携した仕組みをつくり支援を行うことが必要。
- 養育費の確保・面会交流については、「明石市こども養育支援ネットワーク」に見習う点も多い。

○児童扶養手当に関するもの

- 児童扶養手当の増額など直接的な経済支援への期待は大きい。給付付き税額控除のような再配分機能を持った政策がより根本的には必要。
- 児童扶養手当等の増額を希望。特に2人目5,000円、3人目以降3,000円の加算額の増額が必要。
- 児童扶養手当の支払いを年金と同様に2カ月ごとにし、金銭管理がむずかしい家庭の家計が破たんしないようにすることが必要。
- 子への手当金等を保育所や小中学校、施設等に給付し、子どもに直接支援が届くようにすることが必要。

○母子父子寡婦福祉資金貸付金に関するもの

- 予定外に私立高校に通学させることになり入学支度金が間に合わないことが多いため、手続きの簡便化と学校側への間に合うような要請が必要。

専門委員会委員からの意見（概要）

【その他】

○その他

- ひとり親支援は対象者が多いとは言えず、市の人口規模等によっては、各種支援事業を実施しづらい。一定程度の広域で、ひとり親支援センターなどが支援事業を実施するのであれば、支援対象者が多くなる分、市単位では困難な就業支援（在宅就業など）など、必要とされるメニューやノウハウを積んだ充実した事業が可能。
- 重複している事業の整理・統合、補助体系が違って一緒に事業化できるなどの柔軟な運用ができると、一般の子育て支援策、生活困窮者支援事業や子どもの貧困対策全般の中にひとり親支援を含めるなど、実施しやすくなる。
- 生活支援員(仮称)を配するグループホーム（仮称）を提供し、養護施設等を退所した者、ニート、引きこもりから脱したばかりの者、失職者、中途採用者、病気休業からの回復者、発達障害者等が入居し、生活指導等を受けながら就労自立できるように支援することが必要。
- 地域に「（仮称）子どもサポーター」を根付かせ、大きな問題になる前に、子どものSOSに地域が気づくよう子育てと地域を連動させることが必要。
- スクールソーシャルワーカーの設置は、様々な点から効果があることから、今後も設置促進のため財政的支援が必要。
- 子どもの進学に際しては、貸付け型の資金ではなく、より利用しやすいよう給付型の資金創設が必要。
- 生活保護費の高校修学旅行費の支給、入学支度金の増額が必要。

「子供の未来応援国民運動」 発起人集会
～ 輝く日本の未来に向けて 子供たちに夢を！笑顔を！ ～
パンフレット



平成 27 年 4 月 2 日

「子供の未来応援国民運動」趣意書（案）

～輝く日本の未来に向けて 子供たちに夢を！笑顔を！～

I 国民運動の趣旨・目的

明日の日本を支えていくのは今を生きる子供たちです。その子供たちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り拓いていけるようにすることが必要です。

いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはなりません。子供たちと我が国の未来をより一層輝かしいものとするため、今こそ国民の力を結集して全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指してまいりましょう。

そのために、このたび、関係各位のご賛同の下に「子供の未来応援国民運動」を立ち上げ、推進していくことといたしました。

国民の皆様には、本国民運動の趣旨等にご理解をいただき、ご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

II 国民運動事業の例

- ① 国民への広報・啓発活動、地域における交流・連携事業の展開
 - ・シンボルマーク等を作成して協賛募集
 - ・地域の実情を踏まえた関係者の顔の見える交流・連携の推進
- ② 支援活動と支援ニーズのマッチング事業
 - ・企業・団体が行っている支援活動と地域における様々な支援ニーズとをマッチング
- ③ 優れた応援事例の収集・情報提供・顕彰
 - ・政府表彰事業の実施（総理大臣表彰等）
- ④ 支援情報の一元的な集約・情報提供
 - ・各種支援情報の総合的なポータルサイトの整備
- ⑤ 民間資金を核とする基金創設の検討
 - ・地域に根差した学習支援、生活支援等を行う支援団体への助成
 - ・スポーツ・芸術等の分野で意欲・能力のある子供の夢を応援するための支援

III 国民運動事業の展開に向けた広報・募金活動

子供たちは無限の可能性を秘めた存在です。「子供の未来応援国民運動」は、全ての子供たちが「できないことへの諦め」を「できることへの喜び」に変えられるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等による応援ネットワークを構築し、民間資金を核とする基金の活用等を通じて、各種支援事業を展開します。

これにより、『全ての子供たちにチャンスがあふれる日本』を、力を合わせて創ってまいりましょう。

IV 国民運動推進事務局の設置等

本国民運動の推進主体となる事務局について、平成27年年央の設置を目指して検討・準備を進めてまいります。

そのための準備組織を3府省（内閣府、文部科学省、厚生労働省）及び日本財団を中心として立ち上げ、各種事業の内容の具体化や関係各方面との調整を進めます。

平成27年4月2日

子供の未来応援国民運動 発起人一同

「子供の未来応援国民運動」発起人 名簿

【政府】

安倍 晋三	内閣総理大臣
菅 義偉	内閣官房長官
有村 治子	内閣府特命担当大臣（規制改革、少子化対策、男女共同参画）
下村 博文	文部科学大臣
塩崎 恭久	厚生労働大臣

【地方公共団体】

山田 啓二	全国知事会長、京都府知事
森 民夫	全国市長会長、新潟県長岡市長
藤原 忠彦	全国町村会長、長野県川上村長

【経済界・労働組合】

伊藤 一郎	旭化成取締役会長、日本経済団体連合会審議員会副議長
斎藤 勝利	第一生命保険代表取締役会長、日本経済団体連合会副会長
三村 明夫	新日鐵住金相談役名誉会長、日本商工会議所会頭
古賀 伸明	日本労働組合総連合会会長

【マスコミ】

井上 弘	日本民間放送連盟会長、TBSテレビ代表取締役会長
白石興二郎	日本新聞協会会長、読売新聞グループ本社代表取締役社長
初井 勝人	日本放送協会会長

【支援団体等】

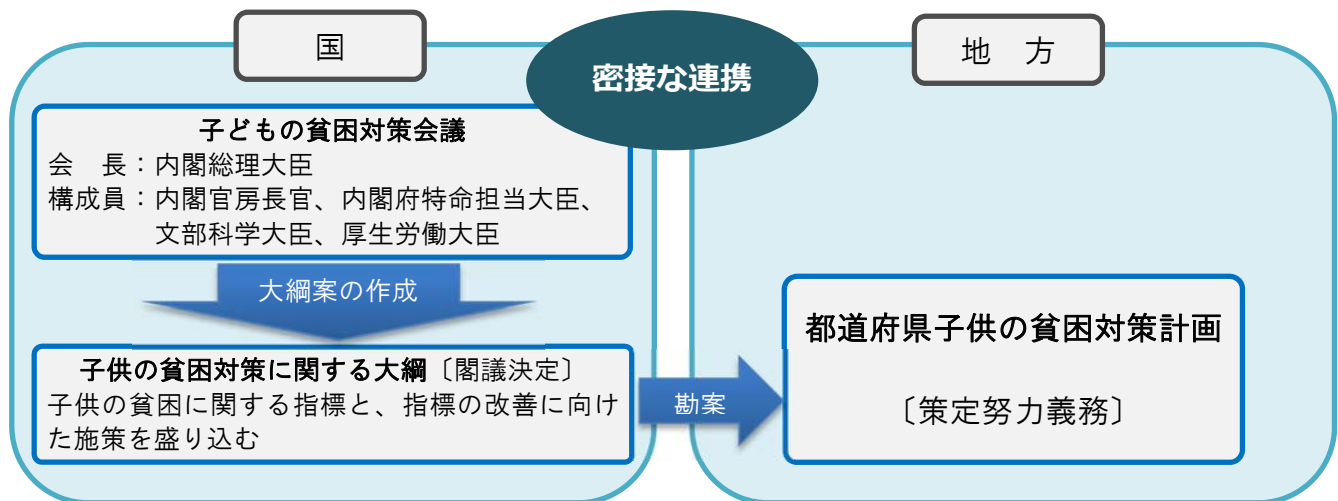
草間 吉夫	東北福祉大学特任教授、前茨城県高萩市長
坂本 博之	元日本・東洋太平洋ライト級チャンピオン、SRSボクシングジム会長
中井 政嗣	お好み焼き「千房」社長
安藤 哲也	につぽん子育て応援団共同代表
大塩 孝江	全国母子生活支援施設協議会会長
奥山千鶴子	子育てひろば全国連絡協議会理事長
笹川 陽平	日本財団会長
玉井 義臣	あしなが育英会会長
藤野 興一	全国児童養護施設協議会会長
村井 琢哉	山科醍醐こどものひろば理事長
吉村マサ子	全国母子寡婦福祉団体協議会理事長
渡辺由美子	キッズドア理事長

子供の貧困対策に関するこれまでの動き

～子供たちの将来が生まれ育った環境によって閉ざされることのない社会の実現～

平成25年6月 子どもの貧困対策の推進に関する法律 成立

貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進



平成26年1月 子どもの貧困対策の推進に関する法律 施行

子どもの貧困対策会議
子どもの貧困対策に関する検討会（有識者会議）
パブリックコメント

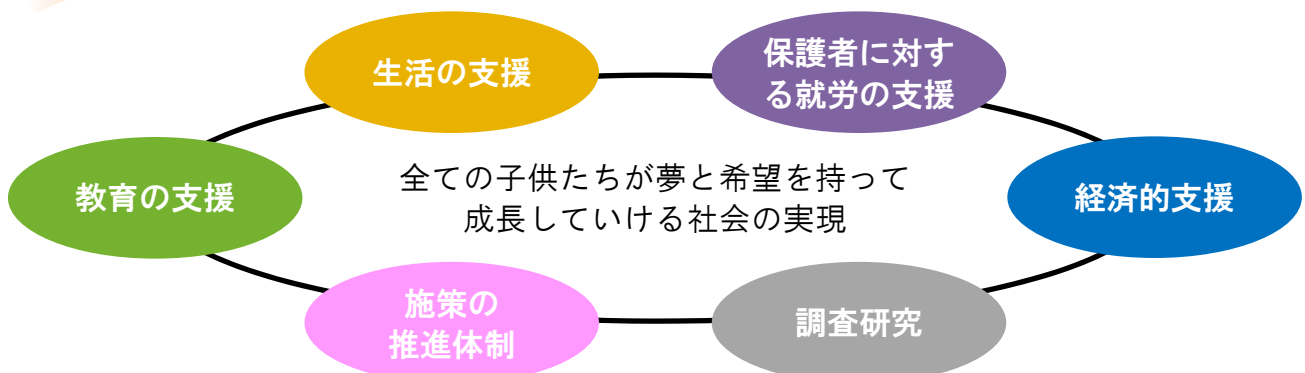
を通じた大綱の検討

平成26年8月 子供の貧困対策に関する大綱 策定

○子供の貧困に関する 25 の指標

- ・生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%（平成25年）
- ・スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人（平成25年度）
- ・ひとり親家庭の親の就業率
 - 母子家庭の就業率 80.6%（正規39.4%、非正規47.4%）
 - 父子家庭の就業率 91.3%（正規67.2%、非正規 8.0%）
- ・子供の貧困率 16.3%（平成24年） など

○当面の重点施策



「子供の貧困対策に関する大綱」に掲げられた当面の重点施策の概要

教育の支援

○学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進

- ・ きめ細かな学習指導による学力保障
- ・ スクールソーシャルワーカーの配置充実

○教育費負担の軽減

- ・ 幼児教育の無償化に向けた段階的取組
- ・ 高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減
- ・ 大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入

○貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進

○学習が遅れがちな中学生等を対象とした学習支援

など

生活の支援

○保護者の生活支援

- ・ 保護者の自立支援

○子供の生活支援

- ・ 児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等

○関係機関が連携した支援体制の整備

- ・ 生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築

○支援する人員の確保

- ・ 社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等

など

保護者に対する就労の支援

○ひとり親家庭の親の就業支援

○保護者の学び直しの支援

○生活困窮者や生活保護受給者への就労支援

○在宅就業に関する支援の推進

経済的支援

○児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し

○母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大

○ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究

○養育費の確保に関する支援

など

子供の貧困に関する調査研究等

○子供の貧困の実態把握

○子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

○子供の貧困に関する新たな指標の開発

施策の推進体制等

○対策会議を中心とする政府一体となった取組

○官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開

○地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援

など

子供の貧困対策に関する主な支援内容（平成27年度予算案）

教育の支援

【課題】学校において、子供の貧困が認識されず、福祉的支援へ適切につながっていない。学ぶ意欲と能力があるのに、家庭の経済状況のために、質の高い教育が受けられない。

【主な対応】

- スクールカウンセラーの配置拡充**：全公立中学校（10,000校）及び公立小学校（14,000校）への配置、貧困対策のための重点加配（600校）（配置日数：＋週1日）
- スクールソーシャルワーカーの配置拡充**：配置の増（1,466人→2,247人）【※平成31年度末までに1万人（全中学校区）の配置を目指す】、貧困対策のための重点加配（600人）（配置日数：＋週1日）
- 地域による学習支援**：家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身についていない中学生等を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力による原則無料の学習支援（2,000中学校区）【※平成31年度末までに5,000中学校区を目指す】
- 高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度**：高等学校段階において、授業料以外の教育費負担の軽減のため、生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯に給付金を支給（例）生活保護受給世帯（全日制等、通信制）への給付額（年額）
国公立32,300円、私立52,600円
- 大学等奨学金事業（無利子奨学金）**：無利子奨学金の貸与人員の増員（44万1千人→46万人（1万9千人増））〔この他被災学生等分7千人〕
（例）私立大学（自宅から通学）への貸与月額 54,000円
- 生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供への学習支援**：進路相談、中退防止のための支援を含む学習支援（家庭訪問、地域の施設を利用）、居場所の提供（日常生活習慣の形成・社会性の育成のための支援）
- 児童養護施設等で暮らす子供への学習支援**：中高生の学習塾代などの負担軽減、小中学生に対する大学生や教員OB等による学習支援（施設を訪問）
- ひとり親家庭の子供への学習支援**：大学生等のボランティア派遣による学習支援や進学相談（家庭訪問、地域の施設を利用）

学校を窓口として子供を学校から適切な福祉的支援につなげること、教育費負担を軽減すること等を通じて、貧困状態にある子供に対して教育の機会を保障する。

生活の支援

【課題】貧困の状況にある子供は、社会的に孤立して必要な支援が受けられない。

【主な対応】

- 児童養護施設等の退所児童等へのアフターケアの充実**：児童養護施設退所児童等に対するアフターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援の充実を図る。
- 支援が必要な児童等の予防・早期発見に向けた取組強化**：妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援や児童相談所の相談機能強化等により、支援が必要な児童を早期に発見する取組を進める。

社会とのつながりが確保され、貧困下にある子供の早期発見・対応が可能になる。

保護者に対する就労の支援

【課題】生活の安定のため、一定の労働収入がほしい。家族団らんのゆとりもほしい。

【主な対応】

- ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験の合格支援：ひとり親家庭の親に対し、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座修了時及び試験合格時に、講座受講費用の一部を支給する。①高卒認定試験合格講座（通信教育可）修了時：受講費用の2割を支給、②高卒認定試験合格時：受講費用の4割を支給 ⇒ 最大、受講費用の6割を支給（上限15万円）
- ひとり親家庭の在宅就業の推進：ひとり親家庭の親に対し、在宅就業コーディネーターによる支援を行い、自営型の在宅就業や雇用型テレワーク等への移行を支援する。

保護者が安定した収入を得られるようにするとともに、家族がゆとりを持って接する時間を確保できるようになる。

経済的支援

【課題】生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸付を受けたい。

【主な対応】

- 児童扶養手当の支給：ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進への寄与が目的
- ・支給対象者：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護する母、監護しかつ生計を同じくする父、又は養育する者（祖父母等）
 - ・支給要件：父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した（あるいは、一定程度の障害の状態にある、生死が明らかでない）児童等を監護等していること
 - ・手当月額：児童1人全部支給42,000円 ※所得制限あり（一部支給41,990～9,910円）
児童2人以上の加算額〔2人目〕5,000円 〔3人目以降1人につき〕3,000円
- 養育費及び面会交流に関する相談支援の実施：養育費や面会交流に関する電話相談や研修事業等を実施

サービスの給付との組合せにより、生活の基礎の下支えが可能となる。

（参考）子供の貧困対策に関するホームページの開設

内閣府では、貧困の当事者の方や支援を行っている方の役に立ち、また広く国民全員の理解の促進につながるようなホームページの開設に向けて準備を進めています！

平成27年年央の開設を目指しています！

<新ホームページのコンテンツ（予定）>

- 子供の貧困対策の概要紹介
- 自治体、民間団体等が行う支援情報を集約し、地域・家庭の属性・支援の種類別に検索できるポータルサイト
- 民間企業・団体による支援活動と、自治体、民間団体等の支援ニーズとのマッチングサイト
- 優れた民間の支援事例の紹介
- 子供向けに分かりやすいキッズページ
- 著名人等からの応援メッセージの掲載

子供の貧困に関する支援の事例紹介

1. ボランティアによる学習支援

(1) 事例発表団体

特定非営利活動法人キッズドア

(2) 団体概要

「すべての子どもが夢や希望を持てる社会の実現」を目指して、低所得家庭、ひとり親家庭、また、児童養護施設や被災地で暮らす子どもたちなど困難な状態にある日本国内の子ども達に、学生や社会人のボランティアによる学習支援や体験活動を行っています。

親の貧富が子ども世帯へ引き継がれる「貧困の世代間連鎖」を断ち切り、日本の将来を担う子どもたちが将来に夢や希望をもち、進むべき選択肢を増やすために、行政、企業、学校、NPO等と連携しながら活動しています。

(3) 子供の貧困に関する支援の取組

○ 東京、東北（宮城、福島）で、学生ボランティア、社会人ボランティアの方々にご協力いただき、主に小学校から高校生までの学習支援や、キャリア教育、体験活動を行っています。

◆【タダゼミ】高校受験サポート…経済的な理由で、塾とうに行けない中学3年生を対象に大学生ボランティア講師による無料の高校受験対策学習会を東京2か所、仙台1か所で実施。

◆【ガチゼミ】高校卒業支援…高校入学後の中退予防や大学進学サポートを目的に学生ボランティア、社会人ボランティアによる無料の学習会を東京、仙台で実施。

◆【ひとり親家庭の子ども学習会】…行政と連携し、ひとり親家庭の小中学生を対象に無料学習会を実施。講師1人に対し、1～2人のこどもを丁寧に見る事で心のケアにも重きを置いている。多くの学生・社会人ボランティアや、同じような環境にある他の子どもたちと関わる場を作ることで、学力向上や学習習慣の定着を目指すとともに、ソーシャルスキルの向上も図っている。

◆【児童養護施設向け学習支援】…ゴールドマン・サックス・ギブズ・コミュニティ支援プログラム(GSGP)の一環として児童養護施設の中学生を対象に、大学進学率向上を目指して、学習会の運営やキャリアプランを考えるワークショップや、大学祭への見学などを実施。

◆【東日本大震災で被災した学校の支援】…宮城県仙台市、南三陸町、福島県双葉郡楢葉町、双葉町と連携し、中学校の放課後や、地域の公民館での学習支援や、小学校の放課後の遊びの見守り授業などを実施。また、福島大学、文部科学省、OECDが主催する復興人材育成事業「OECD東北スクール」の運営にも協力。

○ 詳細の活動は <http://www.kidsdoor.net/> , <https://www.facebook.com/npokidsdoor>



2. スクールソーシャルワーカーを通じた学校と福祉の連携

(1) 事例発表団体

横浜市教育委員会事務局

(2) スクールソーシャルワーカー活用事業の概要

① スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒が置かれた様々な環境の問題に対して、福祉に関する知識や技術を用いて働きかけ、校内ケース会議での提言や校内体制づくりの支援、関係機関との連携・調整を行うことなどにより、学校における課題への迅速な対応力と課題解決力の向上を図り、児童生徒の課題解決を目的とする。

② 配置計画上の工夫

各方面事務所に課題解決支援チームの一員として配置。学校配置の児童支援・生徒指導専任と連携を図りながら、総合的な子どもの支援、学校支援にあたる。

③ 配置人数・資格・勤務形態

- ・ 配置人数：各方面学校教育事務所に計18名（H27年度6名の増員を含む）
- ・ 資格：社会福祉士、精神保健福祉士、または地域や教育の分野において専門的な知識・技能及び活動経験の実績がある者
- ・ 勤務形態：市嘱託職員（週30時間勤務）

(3) 子供の貧困に関する支援の取組

- 虐待、家庭の養育能力の不足、地域からの孤立等の子供に関わる課題には、「貧困」が大きな影響を及ぼしています。支援が必要な状態であっても、そのことに気づかないまま助けを求めない保護者は多く、学校をはじめとする支援者が子供からの「SOSのサイン」をキャッチしても、家庭への介入は困難を極めます。
- 子供の問題行動やその背景にある「貧困」等の問題解決を図っていくには、安心・安全な生活を保障しながら教育を行うことが必要です。この大きな課題を学校だけで担うことはできません。だからこそ、今、子供に関わる全ての大人、機関で子どもを支えていくことが求められています。
- スクールソーシャルワーカーは、教師とともに子どもの発する小さなSOSに耳を傾け、安心安全な環境づくりの一端を担っていきたいと思います。



3. ひとり親家庭の就労支援

(1) 事例発表団体

リバー・ゼメックス株式会社

(2) 団体概要

当社は、バイポラススネア等の内視鏡用処置具を製造している会社です。

バイポラススネアは大腸にできた腫瘍を切り取る医療器具で、直径2mm程度の管の先から出たり入ったりするワイヤをポリープの根元にひっかけ電流を流して焼き切る医療器具のこと。

当社では、同様の管から出し入れ、回転が可能なクリップを開発し、手術用処置具の開発・製造を行っています。

(3) 子供の貧困に関する支援の取組

- 当社では、製造は社員の手作業により行っており、製造工程では顕微鏡で極小の部品を組み立てる工程が非常に細かい作業のため、長時間の集中力と根気が必要な職場です。現場での集中力や生産性意識が非常に高い社員が多いなか、母子家庭の母も決して見劣りはしません。子育て期間中の勤務時間の短縮等の要素は考慮しなければなりません、それ以上に生産性の高い人材がそろっていることから、母子家庭であることが採用の妨げとはなりえないと考えています。
- こうしたことから、母子家庭の母はパートタイム労働者として採用されがちですが、母子家庭の母も含め、全社員を原則正社員で採用しています。
- また、母子家庭の母親が社員として働きやすいよう、生活面での相談を受け、会社の近隣に引っ越す場合や、交通事故、病気の治療に掛かる資金の貸付けを行っているほか、子のトラブル等が起こった場合のサポートのため、弁護士と顧問契約を結び、社員の相談を専門的に解決できるよう対応しております。
- 当社では、おおむね小学校低学年頃まで、社員が子の病気や行事などに優先して対応できるよう休暇の取得、遅刻及び早退等を認めているほか、社内は子育て等で同調したコミュニケーションが図られ、社員が急遽休んだ場合でも社員全員でフォローする体制が自然と社員間で整えられています。勤続10年にもなる社員は子育てがひと段落し仕事に専念できる時期になると、必然的に持ち場のリーダーや部門長になりうる力量を有しており、会社は当然の成り行きで責任者として登用しています。母子家庭の母が社内で臆することのないよう子育ての状況に応じて職場内の位置づけを配慮しています。



4. 児童養護施設の退所児童等へのアフターケア

(1) 事例発表団体

社会福祉法人大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部

(2) 団体概要

- 当事業部は児童虐待など様々な事情で親と暮らせず、児童養護施設等での生活を経験した子どもが、施設退所後社会で自立生活が出来るように、施設や関係機関と連携して種々の援助事業を行う団体で、設立して本年度で51年目となります。設立趣旨は施設退所後、子ども達の多くは頼れる親族もなく就労や居住先の確保も困難で社会的自立が難しいため支援が必要だからです。
- 活動内容は通信「そらまめ〜る」や年賀状等々、2ヶ月に1度は施設を出た子どもたちに激励の心を込めて編集したものを発送したり、フリールームの提供や、「初就職お祝会」などの行事の他、相談・訪問援助活動や専門的相談援助、職場の開拓等も行っています。さらに、施設入所中の子ども達に自立生活技術講習会SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）として、自立に必要な内容の講習会を開催しています。



「ビジネスマナー」講習



「資料・冊子」

「年間プログラム」

(3) 子供の貧困に関する支援の取組

- 施設を退所した子ども達の相談を日々受ける中で、施設入所中に社会で自立する上で必要な知識・技術を習得する自立生活技術講習会であるSST（ソーシャル・スキル・トレーニング）の必要性を痛感し、平成13年から施設入所中の中学3年生～高校3年生を対象にSSTを開催し、今年度で15年目になります。昨年度はのべ1,687名の子ども達が参加しました。講習内容は全て当事業部に寄せられた施設退所児の相談や失敗事例を基に実施しています。講師は各テーマについて職業として実践している企業のプロフェッショナルな社員や高校教諭、弁護士等の専門家と連携したり、施設経験者に体験談等を依頼し、的確かつ分かりやすい講習を実施しています。
- 又、各回実習形式を取り入れ、受講生が意欲的に受講できるように企画し、講習は全回午前中に終え、昼食後にごみの分別も学ぶ等、全てを通じてトレーニングとしています。会場も当事業部の所在地である社会福祉センターの会議室で開催することにより、受講生らが当事業部の場所を覚え、また施設入所中から当事業部職員との関係を築くことで施設退所後の相談につながるように努めています。



「身だしなみセミナー」でのマーク実習



閉講式「総勢 211 名で記念撮影」

5. 企業による社会貢献活動

(1) 事例発表団体

ゴールドマン・サックス証券株式会社



(2) 団体概要

- ゴールドマン・サックス証券株式会社はニューヨーク証券取引所上場のザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。1974年に東京駐在員事務所開設以来、投資銀行業務、セールス&トレーディング業務を中心に、多様化するお客様の金融ニーズにお応えしています。

(3) 子供の貧困に関する支援の取組

- ゴールドマン・サックスは、グローバルに社会貢献活動に重点をおいています。世界中で展開する「コミュニティ・チームワークス」という社員参加型のボランティア活動や、日本で行う児童養護施設で暮らす子どもたちにクリスマス・プレゼントを届ける「サンタ・プロジェクト」を通じ、日本における子ども達の現状を学び、当社では子どもの貧困を最重要テーマとしています。なかでも2010年9月に社会福祉法人東京都社会福祉協議会と協働で立ち上げた「ゴールドマン・サックス・ギブズ・コミュニティ支援プログラム」は、「児童養護施設等で暮らす子どもの進学支援」、「母子家庭などのひとり親就労支援」等で構成されています。ゴールドマン・サックスでは子どもの貧困などの社会的課題の解決に力を注ぐことは、日本の持続的な成長と地域社会の活性化のための重要な社会投資であると考えています。投資の効果を最大限に出すには適切な効果測定や状況に応じた柔軟な支援内容の変更が必要であるという考えのもと、同プログラムには行政や企業、施設、NPO、学識経験者が構成するアドバイザー委員会が設置され、NPO法人ETICによる第三者評価を受けながら運営されています。



進学支援プロジェクト参加の中学生と社員ボランティアとの英語交流会



サンタ・プロジェクトでのクリスマス・パーティー



進学支援プロジェクト参加の高校生と社員ボランティアによるキャリア・メンタリング・プログラム

○母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(平成二十年厚生労働省告示第二百四十八号)新旧対照表
(第9回専門委員会終了時点版)

改正案	現行	改正理由
母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針	
目次 はじめに 第1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項 第2 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項 第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項	目次 はじめに 第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項 第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項 第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項	
はじめに 1. 方針のねらい (1) 母子家庭及び父子家庭施策の必要性 我が国の年間離婚件数は、平成14年を最多に減少しているものの、母子家庭及び父子家庭が増加している。現実の母子家庭の置かれている生活実態や就業状況等を見ると、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなった直後から、その生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面することとなる。 母子家庭の母の場合、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により就業が中断していたことに加え、事業主側の母子家庭に対する理解不足等により、その就職又は再就職には困難が伴うことが多い。また、保育所等における待機児童が今なお都市部で多い中で、就業しても低賃金や不安定な雇用条件等に直面することが多い。さらに、約8割の離婚母子家庭は養育費が支払われていない。こうしたことなどから、その80.6%が就業しているにもかかわらず、平均年間就労収入は181万円と低い水準にとどまっているのが現状である。パート・アルバイト等の形態での就労が47.4%、その平均年間就労収入は125万円となっており、依然としてパート・アルバイト等の平均年間就労収入が低い形態で就労する者の割合は高いままである。また、子どもの養育や教育のために収入を増やそうと複数の職場で就業したり、より良い就業の場の確保のために自らの職業能力を高めるなど、懸命な努力をする中で、中にはその努力が結果として健康面での不安を招き生活をより困難にしている場合もある。 こうしたことから、特に母子家庭施策については、子育てをしながら収入面・雇用条件等でより良い就業をして、経済的に自立できることが、母本人にとっても、子どもの成長に	はじめに 1. 方針のねらい (1) 母子家庭等施策の必要性 我が国の年間離婚件数は、平成14年を最多に減少しているものの、母子家庭及び父子家庭(以下「母子家庭等」という。)、特に母子家庭の増加が顕著である。現実の母子家庭の置かれている生活実態や就業状況等を見ると、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなった直後から、その生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面することとなる。 母子家庭の母の場合、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により就業が中断していたことに加え、事業主側の母子家庭に対する理解不足等により、その就職又は再就職には困難が伴うことが多い。また、保育所入所待機児童が今なお都市部で多い中で、就業しても低賃金や不安定な雇用条件等に直面することが多い。さらに、約8割の離婚母子家庭は養育費が支払われていない。こうしたことなどから、その84.5%が就業しているにもかかわらず、平均年収は213万円と低い水準にとどまっているのが現状である。臨時・パートタイムの形態での就労が43.6%となっており、依然としてその割合は高いままである。また、子どもの養育や教育のために収入を増やそうと複数の職場で就業したり、より良い就業の場の確保のために自らの職業能力を高めるなど、懸命な努力をする中で、中にはその努力が結果として健康面での不安を招き生活をより困難にしている場合もある。 こうしたことから、特に母子家庭施策については、子育てをしながら収入面・雇用条件等でより良い就業につき、経済的に自立できることが、母本人にとっても、子どもの成長に	「母子家庭等」を「母子家庭及び父子家庭」へと修正。 (母子父子寡婦福祉法上の文言はそのまま「母子家庭等」とし、それ以外を修正) 母子世帯の増加率が大きくない。 こども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業も含まれる。 数値等の更新 パート・アルバイト等の平均年間就労収入を追記。 現行の「平均年収」は世帯全体の収入となっており、親自身の就労収入が

ととても重要なことであり、就業による自立支援の必要性が従来以上に高まっている。

一方、父子家庭の父については、既に家計の担い手として就業していた場合が多いことから、その平均年間就労収入は平成22年で360万円となっている。その一方で、パート・アルバイト等の形態で就労する者が8.0%と一定割合存在し、その平均年間就労収入は平成22年で175万円と低い水準となっていることから、こうした家庭に対する就業の支援が必要である。また、母子家庭の母に比べて家事等生活面で多くの困難を抱えており、就業の支援、子育てや家事の支援の重要性が非常に高い。

このような母子家庭及び父子家庭の置かれた厳しい雇用・経済状況を背景として、厚生労働省の「平成25年国民生活基礎調査」によると、子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）のうち、大人が一人の世帯員の貧困率は、平成24年で54.6%（平成21年50.8%）となっており、平成22年の国際比較では、OECD諸国の中でも高くなっている。こうした状況にあって、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策は極めて重要である。このため、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）及び子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月29日閣議決定）を踏まえ、貧困の世代間連鎖の解消を目指し、母子家庭及び父子家庭に関する施策を講じていく必要がある。

また、離別後の子どもの養育においては、その養育に対する責務は両親にあり、離婚により変わるものではない。子どもを監護しない親からの養育費は、子どもの権利であるにもかかわらず、その確保が進んでいないことから、親の子どもに対する責務の自覚を促し、子どもを監護する親は子どもを監護しない親に養育費を請求し、また、子どもを監護しない親は、その責務を果たしていくべきことを、社会全体が当然のこととする気運を醸成していくこととともに、更なる養育費確保に向けた取組を推進していく必要がある。

さらに、母子、父子を問わず親との離死別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、そのことが子どもの精神面に与える影響や進学のみならず、子どもの成長過程において生じる諸問題についても、十分な配慮が必要である。

このように、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の抱えている困難は、多くが複雑に重なり合っていることから、引き続き総合的な支援策を推進する必要がある。その際には、施策の実施主体は、精神面で支えを必要としている場合や養育能力や生活能力が欠けている場合において適切な援助を行うなど、生活について幅広く支援する仕組み、個々の世帯の抱える問題に対し相互に支え合う仕組みを活用するなど、きめ細かな配慮をすることが求められており、そうした観点から、母子・父子福祉団体やNPO等様々な関係者と緊密に連携を図りながら、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の置かれた状

ととても重要なことであり、就業による自立支援の必要性が従来以上に高まっている。

一方、父子家庭については、既に家計の担い手として就業していた場合が多いことから、その平均収入は平成17年で421万円となっている。その一方で、近年は、家計面での困難があるとする者が増えているほか、母子家庭に比べて子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高い。

わからない。
表現の適正化

数値等の更新。

子どもの貧困対策が課題。平成25年の子どもの貧困対策推進法及び平成26年の子供の貧困対策に関する大綱の策定

また、離別後の子どもの養育においては、その養育に対する責務は両親にあり、離婚により変わるものではない。子どもを監護しない親からの養育費は、子どもの権利であるにもかかわらず、その確保が進んでいないことから、親の子どもに対する責務の自覚を促し、子どもを監護する親は子どもを監護しない親に養育費を請求し、また、子どもを監護しない親は、その責務を果たしていくべきことを、社会全体が当然のこととする気運を醸成していくこととともに、更なる養育費確保に向けた取組を推進していく必要がある。

さらに、母子、父子を問わず親との離死別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、そのことが子どもの精神面に与える影響や進学のみならず、子どもの成長過程において生じる諸問題についても、十分な配慮が必要とされている。

このように、母子家庭等及び寡婦の抱えている困難は、多くが複雑に重なり合っていることから、引き続き総合的な支援策を推進する必要がある。その際には、施策の実施主体は、精神面で支えを必要としている場合や養育能力や生活能力が欠けている場合において適切な援助を行うなど、生活について幅広く支援する仕組み、個々の世帯の抱える問題に対し相互に支え合う仕組みを活用するなど、きめ細かな配慮をすることが求められており、そうした観点から、母子・父子福祉団体やNPO等様々な関係者と緊密に連携を図りながら、母子家庭等及び寡婦の置かれた状況に応じてきめ細かな支援を実施

況に応じてきめ細かな支援を実施することが重要である。
(2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦福祉対策に関する国の基本方針

我が国における母子家庭及び父子家庭並びに寡婦福祉対策は、昭和27年に戦争未亡人対策から始まり60年以上の歴史を持っており、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を巡る状況の変化に応じて見直しが行われてきた。

平成14年には母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いて施策を実施することとされ、離婚後等の生活の激変を緩和するために、母子家庭及び父子家庭となった直後の支援を重点的に実施するとともに、就業による自立を支援するため、福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する地方公共団体において、母子・父子自立支援員が総合的な相談窓口となり、児童扶養手当等各種母子家庭及び父子家庭の支援策に関する情報提供、職業能力の開発、就職活動の支援を行う体制を整備しつつ、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとされた。

次に、平成22年には母子家庭及び父子家庭に対する自立を支援するため、父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されるようになった。

また、平成24年には、子育てと就業との両立が困難であること、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと等の母子家庭の母が置かれている特別の事情並びに子育てと就業との両立が困難であること等の父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別の措置を講ずるとともに、母子家庭及び父子家庭の福祉を図るため、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が成立した。

さらに、平成26年には、母子家庭の母及び父子家庭の父等が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、母子家庭及び父子家庭の福祉の増進を図るため、関連法令の改正が行われ、①都道府県等（都道府県、指定都市及び中核市をいう。以下同じ。）並びに市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「市等」という。）による母子家庭及び父子家庭への支援の積極的かつ計画的な実施に関する規定の整備な

ることが重要である。

(2) 母子家庭等及び寡婦福祉対策に関する国の基本方針

我が国における母子家庭等及び寡婦福祉対策は、昭和27年に戦争未亡人対策から始まり50年以上の歴史を持っているが、母子家庭等及び寡婦を巡る状況の変化に応じて、母子家庭等及び寡婦福祉対策を根本的に見直し、新しい時代の要請に的確に対応すべく、平成14年11月22日、母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（平成14年法律第119号）が成立した。

平成14年の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の改正は、母子家庭等及び寡婦に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いている。離婚後等の生活の激変を緩和するために、母子家庭等となった直後の支援を重点的に実施するとともに、就業による自立を支援するため、福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する地方公共団体において、母子・父子自立支援員が総合的な相談窓口となり、児童扶養手当等各種母子家庭等の支援策に関する情報提供、職業能力の開発、就職活動の支援を行う体制を整備しつつ、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開してきている。また、国が母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定することとなった。

また、子育てと就業との両立が困難であること、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと等の母子家庭の母が置かれている特別の事情並びに子育てと就業との両立が困難であること等の父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）の就業の支援に関する特別の措置を講ずるとともに、母子家庭及び父子家庭の福祉を図るため、平成24年9月14日、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が成立した。特別措置法第2条は、基本方針について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないこと等を規定している。

平成22年の児童扶養手当法の改正。

平成26年の母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法の改正

ど母子家庭及び父子家庭に対する支援体制の強化、②高等職業訓練促進給付金等に対する公課を禁止するなど、就業や生活への支援の強化、③父子福祉資金の創設など、父子家庭に対する支援の充実、④児童扶養手当と公的年金給付等の併給調整の見直し等の措置が講ぜられることとなった。 この基本方針は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第11条第1項の規定に基づき、母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講じようとする施策の基本となるべき事項並びに都道府県等及び市等が策定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画（以下「自立促進計画」という。）の指針となるべき基本的な事項について、特別措置法等の趣旨、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の実態等を踏まえて定めることにより、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のための施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対して効果的に機能することを目指すものである。 2. 方針の対象期間 この基本方針の対象期間は、<u>平成27年度から平成31年度までの5年間</u>とする。	この基本方針は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）等、特別措置法等の趣旨、母子家庭等及び寡婦の実態等を踏まえつつ、父子家庭も含めた母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に広く示すとともに、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。 2. 方針の対象期間 この基本方針の対象期間は、<u>平成20年度から平成26年度までの7年間</u>とする。	対象期間の更新。
第1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項 以下の記述は、特に記載がないものは、母子世帯及び父子世帯に関しては厚生労働省の「全国母子世帯等調査（平成23年11月1日現在）」、寡婦に関しては厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調査（平成26年8月1日現在）による。 1. 離婚件数の推移等 離婚件数は、昭和39年以降毎年増加し、昭和58年をピークに減少傾向となったが、平成3年から再び増加を始め、平成14年には289,836件（厚生労働省「人口動態統計」）と、過去最高となった。平成15年からは再び減少傾向となり、平成25年の離婚件数は、<u>231,383件</u>（厚生労働省「人口動態統計」）となっている。 2. 世帯数等の推移 (1) 総務省の「国勢調査」によると、「未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）」の数は、平成22年で<u>755,972世帯</u>となっており、平成17年の<u>749,048世帯</u>と比べ<u>0.9%増加</u>している。また、「未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）」の数は、平成22年で<u>88,689世帯</u>となっており、平成17年の<u>92,285世帯</u>と比べ<u>3.9%減少</u>している。両世帯数の合計は、平成22年で<u>844,661世帯</u>となっており、平成17年の<u>841,333世帯</u>と比べ<u>0.4%増加</u>している。 (2) 母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。以下同じ。）になった理由別の構成割合は、死別世帯が<u>7.5%（平成18年9.7%）</u>と減少する一方、生別世帯が<u>92.5%（平成18年89.6%）</u>と増加している。また、未婚の母の割合は<u>7.8%（平成18年6.7</u>	第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項 以下の記述は、特に記載がないものは、厚生労働省の「全国母子世帯等調査（平成18年11月1日現在。ただし、寡婦に関しては平成15年11月1日現在。）」による。 1. 離婚件数の推移等 離婚件数は、昭和39年以降毎年増加し、昭和58年をピークに減少傾向となったが、平成3年から再び増加を始め、平成14年には289,836件（厚生労働省「人口動態統計」）と、過去最高となった。平成15年からは再び減少傾向となり、平成18年の離婚件数は、<u>257,475件</u>（厚生労働省「人口動態統計」）となっている。 2. 世帯数等の推移 (1) 総務省の「国勢調査」によると、「未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）」の数は、平成17年で<u>749,048世帯</u>となっており、平成12年の<u>625,904世帯</u>と比べ<u>19.7%増加</u>している。また、「未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）」の数は、平成17年で<u>92,285世帯</u>となっており、平成12年の<u>87,373世帯</u>と比べ<u>5.6%増加</u>している。 (2) 母子世帯になった理由別の構成割合は、死別世帯が<u>9.7%（平成15年12.0%）</u>と減少する一方、生別世帯が<u>89.6%（平成15年87.8%）</u>と増加している。また、父子世帯になった理由別の構成割合は、死別世帯が<u>22.1%（平成15年19.2%）</u>と増加	数値等の更新。 未婚の母・未婚の父の割合を追記。 （未婚の父のデータは平成23年調査か

%)と増加している。父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。以下同じ。)になった理由別の構成割合は、死別世帯が16.8%(平成18年22.1%)と減少する一方、生別世帯が83.2%(平成18年77.4%)と増加している。また、未婚の父の割合は1.2%となっている。

(3) 寡婦においては、母子世帯における生別世帯の増加を反映して、生別によるものが60.8%(平成15年度「全国母子世帯等調査」42.3%)となっており、生別の割合が増加している。

(4) 児童扶養手当の受給世帯については、平成22年度末は1,055,181世帯、平成23年度末は1,070,211世帯、平成24年度末には1,083,317世帯、平成25年度末は1,073,790世帯となっており(「厚生労働省福祉行政報告例」)、増加傾向にあったが、平成25年度末は減少に転じている。

3. 年齢階級別状況等

(1) 母子世帯となった時の母の平均年齢は33.0歳(平成18年33.9歳)で、そのときの末子の平均年齢は4.7歳(平成18年5.2歳)となっている。

母子世帯の母の平均年齢は39.7歳(平成18年39.4歳)で、末子の平均年齢は10.7歳(平成18年10.5歳)となっており、母子とも平均年齢が上がっている。

(2) 父子世帯になった時の父の平均年齢は38.5歳(平成18年37.4歳)で、そのときの末子の平均年齢は6.2歳(平成18年6.2歳)となっている。

父子世帯の父の平均年齢は44.7歳(平成18年43.1歳)で、末子の平均年齢は12.3歳(平成18年11.5歳)となっており、父子とも平均年齢が上がっている。

(3) 寡婦の平均年齢は57.1歳(平成15年度「全国母子世帯等調査」56.5歳)で、年齢分布としては「60～64歳」の階層が40.3%で最も多くなっている。

4. 住居の状況

(1) 母子世帯の持ち家率は、全体で29.8%(平成18年34.7%)、死別世帯が61.8%(平成18年64.0%)、生別世帯が27.2%(平成18年31.7%)となっており、両者に大きな違いが見られる。持ち家以外については、借家32.6%(平成18年30.4%)、公営住宅18.1%(平成18年15.0%)、実家等での同居11.0%(平成18年7.9%)等となっている。

(2) 父子世帯の持ち家率は、66.8%(平成18年58.3%)となっている。持ち家以外については、借家15.2%(平成18年11.1%)、公営住宅4.8%(平成18年6.5%)、実家等での同居7.8%(平成18年18.1%)等となっている。

(3) 寡婦の持ち家率は、64.5%(平成15年度「全国母子世帯等調査」60.9%)となっている。持ち家以外については、公営住宅14.9%(平成15年度「全国母子世帯等調査」12.3%)、借家11.8%(平成15年度「全国母子世帯等調査」16.4%)、実家等での同居5.6%(平成15年度「全国母子世帯等調査」4.1%)等となっている。

5. 就業状況

する一方、生別世帯が77.4%(平成15年80.2%)と減少している。ら)

(3) 寡婦の数は、1,081,900世帯と推計される。母子世帯における生別世帯の増加を反映して、寡婦においても、生別によるものが42.3%(平成10年37.0%)となっており、生別の割合が増加している。

(4) 児童扶養手当の受給世帯については、平成15年度末は871,161世帯、平成16年度末は911,470世帯、平成17年度末は936,579世帯、平成18年度末には955,741世帯となっており(「厚生労働省福祉行政報告例」)、毎年増加している。

3. 年齢階級別状況等

(1) 母子世帯となった時の母の平均年齢は31.8歳(平成15年33.5歳)で、そのときの末子の平均年齢は5.2歳(平成15年4.8歳)となっている。

母子世帯の母の平均年齢は39.4歳(平成15年39.1歳)で、末子の平均年齢は10.5歳(平成15年10.2歳)となっており、母子とも平均年齢が上がっている。

(2) 父子世帯になった時の父の平均年齢は37.4歳(平成15年38.3歳)で、そのときの末子の平均年齢は6.2歳(平成15年6.2歳)となっている。

父子世帯の父の平均年齢は43.1歳(平成15年44.1歳)で、末子の平均年齢は11.5歳(平成15年11.9歳)となっており、父子とも平均年齢が下がっている。

(3) 寡婦の平均年齢は56.5歳(平成10年56.3歳)で、年齢分布としては「60～64歳」の階層が35.9%で最も多くなっている。

4. 住居の状況

(1) 母子世帯の持ち家率は、全体で34.7%、死別世帯が64.0%、生別世帯が31.7%となっており、両者に大きな違いが見られる。持ち家以外については、借家30.4%、公営住宅15.0%、実家等での同居7.9%等となっている。

(2) 父子世帯の持ち家率は、58.3%(平成15年57.7%)となっている。持ち家以外については、借家11.1%(平成15年10.4%)、公営住宅6.5%(平成15年6.0%)、実家等での同居18.1%(平成15年19.8%)等となっており、平成15年と比べ、あまり大きな変化は見られない。

(3) 寡婦の持ち家率は、60.9%(平成10年59.8%)となっている。持ち家以外については、公営住宅12.3%(平成10年10.1%)、借家16.4%(平成10年16.1%)、実家等での同居4.1%(平成10年4.5%)等となっている。

5. 就業状況

(1) 母子世帯の母については、80.6%（平成18年84.5%）が就業しており、就業している者のうち正規の職員・従業員が39.4%（平成18年常用雇用者42.5%）、パート・アルバイト等が47.4%（平成18年臨時・パート43.6%）等となっている。母子世帯になる前に就業していた者の割合は73.7%（平成18年69.3%）（うち正規の職員・従業員29.5%（平成18年常用雇用者28.7%）、パート・アルバイト等52.9%（平成18年臨時・パート48.9%））であり、母子世帯になる前に就業していなかった母のうち、69.1%（平成18年75.6%）が現在就業している（正規の職員・従業員31.1%（平成18年常用雇用者37.7%）、パート・アルバイト等57.4%（平成18年臨時・パート51.6%））。現在従事している仕事の内容は、事務が21.8%（平成18年25.2%）、サービス職業が23.0%（平成18年19.6%）となっている。勤務先事業所の規模は、6～29人のものが最も多く、300人未満の規模までで全体の約6割となっている。

また、母子世帯の母で就業に資する資格を有している割合は、55.7%（平成18年56.9%）と減少しており、「資格が現在の仕事に役立っている」と回答した者の割合も60.7%（平成18年76.6%）と減少している。

さらに、現在就業している者のうち、31.9%（平成18年33.8%）が転職を希望しているが、その理由は「収入がよくない」が52.6%（平成18年49.7%）と約半分を占めている。

(2) 父子世帯の父については、父子世帯になる前に就業していた者の割合が95.7%（平成18年98.0%）とほとんどが就業しており、その後も91.3%（平成18年97.5%）と大半が就業している。就業している者を雇用形態別に見ると、正規の職員・従業員が67.2%（平成18年常用雇用者72.2%）、自営業が15.6%（平成18年事業主16.5%）、パート・アルバイト等が8.0%（平成18年臨時・パート3.6%）等となっている。

また、現在就業している者のうち、24.2%が転職を希望しており、その理由は「収入がよくない」が47.6%と約半分を占めている。

(3) 寡婦については、86.7%（平成15年度「全国母子世帯等調査」68.1%）が就業しており、就業している者を雇用形態別に見ると、正規の職員・従業員が34.1%（平成15年度「全国母子世帯等調査」常用雇用者35.9%）、パート・アルバイト等が35.7%（平成15年度「全国母子世帯等調査」臨時・パート40.0%）等となっている。

6. 収入状況

(1) 母子世帯の母自身の平成22年の平均年間収入金額（就労収入、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく給付、児童扶養手当、養育費等全ての収入の金額。以下同じ。）は223万円、母自身の平均年間就労収入金額は181万円（平成17年171万円）、世帯の平均年間収入金額（平均世帯人員3.42人）、291万円となっている。

(2) 父子世帯の父自身の平成22年の平均年間収入金額は380万円、父自身の平均年間就労収入金額は360万円（平成17年398万円）、

(1) 母子家庭の母の84.5%（平成15年83.0%）が就業しており、就業している者のうち常用雇用者が42.5%（平成15年39.2%）、臨時・パート（臨時・パートタイムの形態で就労する者をいう。以下同じ。）が43.6%（平成15年49.0%）等となっている。母子家庭になる前に就業していた者の割合は69.3%（平成15年66.9%）（うち常用雇用者28.7%（平成15年30.3%）、臨時・パート48.9%（平成15年50.5%））であり、母子世帯になる前に就業していなかった母のうち、75.6%（平成15年73.7%）が現在就業している（常用雇用者37.7%（平成15年33.9%）、臨時・パート51.6%（平成15年57.1%））。現在従事している仕事の内容は、事務が25.2%（平成15年24.3%）、サービス業が19.6%（平成15年23.7%）となっている。勤務先事業所の規模は、6～29人のものが最も多く、300人未満の規模までで全体の約7割となっている。

また、母子世帯の母で就業に資する資格を有している割合は、56.9%（平成15年52.2%）と増加しており、「資格が現在の仕事に役立っている」と回答した者の割合も76.6%（平成15年57.2%）と大きく増加している。

さらに、現在就業している者のうち、33.8%（平成15年34.8%）が転職を希望しているが、その理由は「収入がよくない」が49.7%（平成15年54.5%）と約半分を占めている。

(2) 父子世帯の父は、父子世帯になる前に就業していた者の割合が98.0%（平成15年98.4%）とほとんどが就業しており、その後も97.5%（平成15年91.2%）と大半が就業している。就業している者を雇用形態別に見ると、常用雇用者が72.2%（平成15年75.9%）、事業主が16.5%（平成15年15.1%）、臨時・パートが3.6%（平成15年1.8%）等となっている。

(3) 寡婦は68.1%（平成10年66.7%）が就業しており、就業している者を雇用形態別に見ると、常用雇用者が35.9%（平成10年42.6%）、臨時・パートが40.0%（平成10年33.9%）等となっている。

6. 収入状況

(1) 母子世帯の平成17年の年間の平均収入金額（就労収入、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助、児童扶養手当、養育費等すべての収入の金額。以下同じ。）は（平均世帯人員3.30人）、213万円（平成14年212万円）となっている。

(2) 父子世帯の平成17年の年間の平均収入金額は（平均世帯人員4.02人）、421万円（平成14年390万円）となっている。

世帯の平均年間収入金額（平均世帯人員3.77人）は、455万円となっている。

(3) 母子世帯の母の最終学歴別の平均年間就労収入は、中学校129万円、高校169万円、高等専門学校199万円、短大186万円、大学・大学院297万円、専修学校・各種学校201万円となっている。

(4) 父子世帯の父の最終学歴別の平均年間就労収入は、中学校233万円、高校356万円、高等専門学校276万円、短大302万円、大学・大学院555万円、専修学校・各種学校324万円となっている。

7. 学歴の状況

(1) 母子世帯の母の最終学歴は、中学校13.5%、高校48.0%、高等専門学校4.2%、短大12.1%、大学・大学院6.9%、専修学校・各種学校14.0%となっている。

(2) 父子世帯の父の最終学歴は、中学校15.4%、高校51.6%、高等専門学校4.6%、短大2.0%、大学・大学院15.6%、専修学校・各種学校9.5%となっている。

8. 相対的貧困率

厚生労働省の「平成25年国民生活基礎調査」によると、子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）のうち、大人が一人の世帯員の貧困率は、平成24年で54.6%（平成21年50.8%）となっており、平成22年の国際比較では、OECD諸国の中でも高い。

9. 養育費の取得状況

(1) 離婚母子世帯のうち養育費の取決めをしている世帯は、37.7%（平成18年38.8%）となっている。養育費の取決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が48.6%（平成18年47.0%）と最も多く、次いで「相手と関わりたくない」が23.1%（平成18年23.7%）、「取り決めの交渉をしたが、まとまらなかった」8.0%（平成18年9.5%）となっている。

また、養育費の受給状況については、現在も受給している者が19.7%（平成18年19.0%）、受けたことがある者が15.8%（平成18年16.0%）、受けたことがない者が60.7%（平成18年59.1%）となっている。

養育費を現在も受けている又は一度でも受けたことがある者の養育費の1世帯当たりの平均額は、月額43,482円（平成18年42,008円）となっている。

離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係でだれかに相談をした者は、全体の54.4%（平成18年54.4%）であるが、そのうち相談相手は、親族が43.9%（平成18年45.9%）で最も多く、次いで家庭裁判所24.4%（平成18年25.5%）、弁護士12.4%（平成18年14.1%）、知人・隣人8.8%（平成18年7.1%）等となっている。

(2) 離婚父子世帯のうち養育費の取決めをしている世帯は、17.5%（平成18年15.5%）となっている。養育費の取決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が34.8%（平成18年30.6%）と最も多く、次いで「自分の収入等で経済的に問題がない」が21.5%（平

子どもの貧困対策が課題。

7. 養育費の取得状況

離婚母子家庭のうち養育費の取決めをしている世帯は、38.8%（平成15年34.0%）となっている。養育費の取決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が47.0%（平成15年48.0%）と最も多く、次いで「相手と関わりたくない」が23.7%（平成15年20.6%）、「取決めの交渉をしたがまとまらなかった」9.5%（平成15年9.8%）となっている。

また、養育費の受給状況については、現在も受給している者が19.0%（平成15年17.7%）、受けたことがある者が16.0%（平成15年15.4%）、受けたことがない者が59.1%（平成15年66.8%）となっている。養育費を現在も受けている又は一度でも受けたことがある者の養育費の1世帯当たりの平均額は、月額42,008円（平成15年44,660円）となっている。

離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係でだれかに相談をした者は、全体の54.4%（平成15年54.0%）であるが、そのうち相談相手は、親族が45.9%（平成15年43.2%）で最も多く、次いで家庭裁判所25.5%（平成15年26.5%）、弁護士14.1%（平成15年11.4%）、知人・隣人7.1%（平成15年7.7%）等となっている。

成18年32.2%)、「相手と関わりたくない」が17.0% (平成18年18.2%) となっている。

また、養育費の受給状況については、現在も受給している者が4.1% (平成18年2.0%)、受けたことがある者が2.9% (平成18年2.0%)、受けたことがない者が89.7% (平成18年88.5%) となっている。

養育費を現在も受けている又は一度でも受けたことがある者の養育費の1世帯当たりの平均額は、月額32,238円 (平成18年22,500円) となっている。

離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係でだれかに相談をした者は、全体の27.8% (平成18年38.5%) であるが、そのうち相談相手は、親族が44.8% (平成18年56.1%) で最も多く、次いで家庭裁判所22.4% (平成18年19.3%)、弁護士11.2% (平成18年8.8%)、知人・隣人11.2% (平成18年3.5%) 等となっている。

10. 面会交流の実施状況

(1) 離婚母子世帯のうち、面会交流の取決めをしている世帯は23.4%、現在も面会交流を行っている世帯は27.7%となっている。

(2) 離婚父子世帯のうち、面会交流の取決めをしている世帯は16.3%、現在も面会交流を行っている世帯は37.4%となっている。

11. 子どもの状況等

(1) 母子世帯における1世帯当たりの子ども(20歳未満)の数は、「1人」が54.7% (平成18年54.1%)、「2人」が34.5% (平成18年35.6%) となっており、平均1.58人 (平成18年1.58人) となっている。

就学状況別に見ると、小学生のいる世帯が31.3% (平成18年35.2%) で最も多く、中学生のいる世帯が20.5% (平成18年19.4%)、高校生のいる世帯が20.4% (平成18年18.9%) となっている。

小学校入学前の子どものいる母子世帯は全体の16.2% (平成18年17.1%) となっている。その子どもの養育の状況については、保育所の割合が61.7% (平成18年65.3%) と最も高く、また、その割合が減少し、親本人、親以外の家族等が養育している割合が増加している。

(2) 父子世帯における1世帯当たりの子ども(20歳未満)の数は、「1人」が54.7% (平成18年50.3%)、「2人」が36.0% (平成18年38.7%) となっており、平均は1.56人 (平成18年1.62人) となっている。

就学状況別にみると、小学生のいる世帯が27.9% (平成18年31.0%) と最も多く、中学生のいる世帯が24.5% (平成18年24.1%)、高校生のいる世帯が25.1% (平成18年21.4%) となっている。

小学校入学前の児童のいる父子世帯は全体の8.1% (平成18年12.1%) となっている。その子どもの養育の状況については、母子世帯同様、保育所の割合が67.6% (平成18年46.2%) と最も高く、その割合が増加している。

(3) 母子世帯及び父子世帯の16歳の者のうち、平成23年11月

8. 子どもの状況等

(1) 母子世帯における1世帯当たりの子ども(20歳未満)の数は、「1人」が54.1% (平成15年55.0%)、「2人」が35.6% (平成15年34.7%) となっており、平均1.58人 (平成15年1.58人) となっている。

就学状況別に見ると、小学生のいる世帯が35.2% (平成15年33.2%) で最も多く、その割合が増加している。

小学校入学前の児童のいる母子世帯は全体の17.1% (平成15年19.2%) となっている。その子どもの養育の状況については、保育所の割合が65.3% (平成15年62.9%) と最も高く、また、その割合が増加し、親本人、親以外の家族等が養育している割合が減少している。

(2) 父子世帯における1世帯当たりの子ども(20歳未満)の数は、「1人」が50.3% (平成15年56.0%)、「2人」が38.7% (平成15年33.5%) となっており、平均は1.62人 (平成15年1.57人) となっている。

就学状況別にみると、小学生のいる世帯が31.0% (平成15年32.6%) と最も多く、中学生のいる世帯が24.1% (平成15年18.9%)、高校生のいる世帯が21.4% (平成15年21.1%) となっている。

小学校入学前の児童のいる父子世帯は全体の12.1% (平成15年13.3%) となっている。その子どもの養育の状況については、母子世帯同様、保育所の割合が46.2% (平成15年60.6%) と最も高いものの、その割合が減少している。

子どもの貧困対策

1日現在で高等学校に在籍している者の割合は92.8%、高等専門学校に在籍している者の割合は1.1%、就労している者の割合は0.8%となっている。また、19歳の者のうち、平成23年11月1日現在で大学及び短期大学に在籍している者の割合は23.9%、専修学校及び各種学校に在籍している者の割合は17.8%、就労している者の割合は33.0%となっている。

12. その他

(1) 公的制度の利用状況等

公共職業安定所を利用したことがある者は、母子世帯で69.1%、父子世帯で49.4%となっており、制度を知らなかった者は、母子世帯で2.2%、父子世帯で4.5%となっている。

一方で、母子・父子自立支援員による相談・支援を利用している又はしたことがある者は、母子世帯で4.7%、父子世帯で1.7%であり、制度を知らなかった者は、母子世帯で46.4%、父子世帯で45.0%であったほか、母子家庭等就業・自立支援センター事業については、利用したことがある者が母子世帯で8.1%、父子世帯で0.7%であり、制度を知らなかった者は、母子世帯で35.1%、父子世帯で45.8%、高等職業訓練促進給付金については、利用したことがある者が母子世帯で1.5%、制度を知らなかった者が、母子世帯で49.7%、母子福祉資金については、利用したことがある者が母子世帯で6.3%、制度を知らなかった者が63.6%となっている。

また、厚生労働省「平成25年度母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況」によると、都道府県等及び市等における母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援施策の実施状況は地域によって差がある。

(2) 子どもについての悩み

- ① 母子世帯の抱える子どもに関する悩みの内容については、「教育・進学」が56.1%（平成18年56.4%）と最も多く、「しつけ」が15.6%（平成18年19.0%）で次いでいる。
- ② 父子世帯の抱える子どもに関する悩みの内容については、「教育・進学」が51.8%（平成18年50.6%）と最も多く、「しつけ」が16.5%（平成18年12.8%）で次いでいる。

(3) 困っていること

- ① 母子世帯における母が困っている内容については、「家計」が45.8%（平成18年46.3%）で最も多く、「仕事」19.1%（平成18年18.1%）、「住居」13.4%（平成18年12.8%）の順となっている。
- ② 父子世帯における父が困っている内容については、「家計」が36.5%（平成18年40.0%）で最も多く、「仕事」17.4%（平成18年12.6%）、「家事」が12.1%（平成18年27.4%）の順となっている。
- ③ 寡婦における困っている内容については、「家計」が23.8%（平成15年度「全国母子世帯等調査」26.8%）と最も

9. その他

(1) 公的制度等の利用状況

母子世帯及び父子世帯ともに、公的制度等を利用する割合はあまり高くない。その中で、比較的利用されているのは、公共職業安定所、市町村福祉関係窓口、福祉事務所である。

また、これまで公的制度等を利用したことがないもののうち、今後利用したい制度として、母子福祉資金が49.5%で最も多く、次いで、自立支援教育訓練給付金事業の39.8%、母子家庭等就業・自立支援センター事業の37.4%等となっている。

(2) 子どもについての悩み

- ① 母子世帯の抱える子どもに関する悩みの内容については、「教育・進学」が男の子で55.8%（平成15年50.3%）、女の子で56.9%（平成15年55.9%）とともに最も多く、「しつけ」が男の子で18.9%（平成15年21.8%）、女の子で19.0%（平成15年17.1%）で次いでいる。
- ② 父子世帯の抱える子どもに関する悩みの内容については、「教育・進学」が男の子で53.2%（平成15年40.9%）、女の子で47.1%（平成15年25.8%）とともに最も多く、次いで、男の子では「食事・栄養」が10.6%（平成15年21.5%）、女の子では「しつけ」が18.6%（平成15年28.8%）となっている。

(3) 困っていること

- ① 母子世帯における困っている内容については、「家計」が46.3%（平成15年43.7%）で最も多く、「仕事」18.1%（平成15年22.5%）、「住居」12.8%（平成15年17.4%）の順となっている。
- ② 父子世帯における困っている内容については、「家計」が40.0%（平成15年31.5%）で最も多く、「家事」27.4%（平成15年34.6%）、「仕事」12.6%（平成15年14.2%）の順となっている。
- ③ 寡婦における困っている内容については、「健康」が29.1%と最も多く、次いで「家計」が26.8%となっている。

が課題。（子供の貧困対策に関する大綱に掲げられている指標）

支援施策の認知度向上と利用促進が課題。

多く、「自分の健康」21.5%（平成15年度「全国母子世帯等調査」29.1%）、「親族の健康・介護」が20.5%の順となっている。

- (4) 相談相手について
相談相手がありと回答があったのは、母子世帯では80.4%（平成18年76.9%）、父子世帯では56.3%（平成18年59.4%）、寡婦では85.0%（平成15年度「全国母子世帯等調査」77.2%）となっている。

相談相手がありと回答した者のうち、相談相手が公的機関と回答があったのは、母子世帯では、2.4%（平成18年1.2%）、父子世帯では3.6%（平成18年0.9%）、寡婦では4.3%（平成15年度「全国母子世帯等調査」0.7%）となっている。

また、相談相手がいないと回答した者のうち、相談相手が欲しいと回答した者は、母子世帯では61.8%（平成18年67.9%）、父子世帯では50.4%（平成18年53.8%）、寡婦では64.2%（平成15年度「全国母子世帯等調査」61.5%）となっている。

13. まとめ

(1) 母子世帯及び寡婦の状況

母子世帯については、生別世帯の割合が増加している。就業状況は、パート・アルバイト等の割合が増加し、就労収入は、一般世帯と比較するとなお低い水準にある。養育費も大半が取得していない状況に変わりはない。その結果、家計について困っているとの回答が最も多くなっている。また、子どもの「教育・進学」や「しつけ」に悩みを抱えている。

このように、母子世帯については、特に、子育てと仕事の両立支援、より収入の高い就業を可能にするための支援、学習支援等の児童に対する支援、養育費取得のための支援、生活の場の整備等が重要と考えられ、それらの必要性が従来以上に高まっている。また、母子・父子自立支援員を始めとした公的制度の認知度が低く、利用状況が低調となっていることから、支援施策の周知によりその利用を促進していくことが求められている。

寡婦については、家計や自身の健康、親族の健康・介護で困っているとの回答が同程度あることから、就業面や生活面において、必要に応じた支援が重要と思われる。

(2) 父子世帯の状況

父子世帯については、生別世帯の割合が増加しており、母子世帯に比べて、持ち家率が高い。また、父子世帯となる以前からほとんどの者が就業しており、その大部分は正規の職員・従業員であるが、父子世帯の平均年間収入は児童のいる世帯の平均所得金額658.1万円（平成23年国民生活基礎調査）より低くなっている。また、パート・アルバイト等の形態で就業する者が一定割合存在し、その就労収入が低い水準にとどまる者もいるとともに、母子世帯に比べて家事等生活面で多くの困難を抱え、相談相手が少ないという傾向がある。さらに、母子世帯と同様、子どもの「教育・進学」や「しつけ」に悩みを抱えている。

このように、父子世帯については、特に、子育て・家事と仕事の両立支援や相談支援、就業支援、学習支援等の児童に

- (4) 相談相手について
相談相手がありと回答があったのは、母子世帯では76.9%（平成15年80.7%）、父子世帯では59.4%（平成15年50.6%）、寡婦では77.2%となっている。

10. まとめ

(1) 母子世帯及び寡婦の状況

母子世帯については、生別世帯の割合が増加しており、就業状況は、臨時・パートの割合が減少し、常用雇用者の割合が増加しており、収入も一定の改善が見られるものの、一般世帯と比較するとなお低い水準にある。養育費も大半が取得していない状況に変わりはない。その結果、家計について困っているとの回答が最も多くなっている。

このように、母子世帯については、特に、子育てと仕事の両立、より収入の高い就業を可能にするための支援、養育費取得のための支援、生活の場の整備等が重要と考えられ、それらの必要性が従来以上に高まっている。

寡婦については、健康面で困っているとの回答が最も多いことから、日常生活面の支援等が重要と思われる。

(2) 父子世帯の状況

父子世帯については、母子世帯に比べてその数は少ないものの増加しており、また、生別世帯の割合は依然として高い。父子世帯は、母子世帯に比べて、持ち家率が高く、また、父子世帯となる以前からほとんどの者が就業しており、その大部分は常用雇用者であり、収入は母子世帯の約2倍となっている。

また、公的制度等を利用する者はわずかであり、母子世帯に比べて相談相手がいない者の割合が高い。

父子世帯については、近年は、家計面での困難があるとする者が増えているほか、母子家庭に比べて子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えているとともに、就業面で困難を抱えている者もおり、子育て、家事及び就業の支援が非常に重要である。

動向を踏まえた記述の見直し。

に対する支援等が重要と考えられる。

また、母子・父子自立支援員による相談・支援を始めとした公的制度の認知度が低く、利用状況が低調となっていることから、支援施策の周知によりその利用を促進していくことが求められている。

第2 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

1. 今後実施する母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策の基本的な方向性

(1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦については、就業による自立促進を図ることが重要であることから、就業支援の更なる拡充と、きめ細かな福祉サービスの推進とに主眼を置いて、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとする。

その際、国、都道府県等及び市等が、適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要である。

国は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策に係る施策や制度の企画・立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査・研究や、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策に係る施策の普及・啓発、関係者の研修等を行う。さらに、都道府県が市等における母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、連絡会議等を通じて、都道府県等や市等の自立促進計画、施策や取組について情報提供を行うなど、都道府県や市町村に対する支援を行う。

都道府県等及び市等では、この基本方針に即して、「自立促進計画」を策定すること等を通じて、地域の実情に応じて、計画的に母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を実施することが必要である。また、母子・父子自立支援プログラム策定等事業、母子家庭等就業・自立支援事業等の自ら実施すべき施策を推進することが求められる。都道府県等及び市等は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第10条の2の規定の趣旨を踏まえ、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために最も適切な支援を総合的に受けられるようにするため、地域の実情に応じた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のための支援を行う者の活動の連携及び調整を図るよう努めなければならない。

都道府県は、広域的な観点から、市町村が実施する就

第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

1. 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性

(1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携

母子家庭等については、就業による自立促進を図ることが重要であることから、就業支援の更なる拡充と、きめ細かな福祉サービスの推進とに主眼を置いて、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとする。

その際、国、都道府県等（都道府県、指定都市及び中核市をいう。以下同じ。）並びに市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「市等」という。）が、適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要である。

国は、母子家庭等及び寡婦施策に係る施策や制度の企画・立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査・研究を行ったり、母子家庭等及び寡婦施策に係る施策の普及・啓発、また、関係者の研修等を行う。さらに、都道府県が市等における母子家庭等及び寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、連絡会議等を通じて、都道府県等や市等の自立促進計画、施策や取組について情報提供を行うなど、都道府県や市町村に対する支援を行う。

都道府県等及び市等では、この基本方針に即して、「自立促進計画」を策定すること等を通じて、地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等及び寡婦施策を実施することが必要である。また、母子自立支援プログラム策定等事業、母子家庭等就業・自立支援事業等の自ら実施すべき施策を推進することが求められる。また、自ら母子家庭等及び寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策を検討し、地域の実情に応じた母子家庭等及び寡婦への支援を行う。

平成26年の母子及び寡婦福祉法の改正（以下「法改正」という。）を踏まえ追加。（母子及び父子並びに寡婦福祉法第10条の2）

都道府県は、広域的な観点から、市町村が実施する就

業支援や生活支援が円滑に進むよう、市等における自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況などについて情報提供を行うなど、市町村に対する支援を行うことが必要である。

市町村は、母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業及び寡婦日常生活支援事業（以下「ひとり親家庭等日常生活支援事業」という。）、母子家庭生活向上事業、父子家庭生活向上事業及び寡婦生活向上事業（以下「ひとり親家庭等生活向上事業」という。）等の自ら実施すべき施策を推進するとともに、住民に身近な地方公共団体として、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、相談に応じ、施策や取組について情報提供を行うことが必要である。特に、市等では、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行う重要な役割を担うことが求められる。

(2) 関係機関相互の協力

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦への支援については、就業支援と子育て・生活支援を組み合わせる実施することが重要であることから、母子・父子自立支援員、福祉事務所その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する機関、児童委員、児童家庭支援センター、母子生活支援施設、母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の支援を行う関係機関が相互に協力することが必要である。

また、家計、仕事、家事、住居、子どもの教育・進学、親族の健康・介護、児童虐待、配偶者からの暴力など、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の抱える課題は多岐にわたっていることから、福祉や教育など幅広い分野にわたる関係機関が相互に連携することも必要である。

(3) 相談機能の強化

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦は、母子家庭の母又は父子家庭の父になった理由や、自身や子どもの年齢、住居や同居家族の状況、学歴・職歴や現在の職業、就業や転職への意欲等により多様な支援を必要としており、また、配偶者からの暴力や児童虐待の課題など多様な課題を抱えている場合もある。このため、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の悩みや課題の内容のいかんにかかわらず、まず相談でき、それぞれの悩みや課題に応じ、様々な支援メニューを組み合わせ、また、必要に応じて、他の支援機関につなげることによって、総合的・包括的な支援を行う相談支援体制を整えることが重要である。

その際、母子・父子自立支援員は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の抱えている問題を把握し、母子・父子福祉団体等と連携し、その解決に必要な適切な助言及び情報提供を行うなど、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する総合的な相談窓口として重要な役割を担うことが求められる。また、地域における福祉の増進を図る児童委員においては、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦

業支援や生活支援が円滑に進むよう、市等における自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況などについて情報提供を行うなど、市町村に対する支援を行うことが必要である。

市町村は、母子家庭日常生活支援事業等の自ら実施すべき施策を推進するとともに、住民に身近な地方公共団体として、母子家庭等及び寡婦に対し、相談に応じ、施策や取組について情報提供を行うことが必要である。特に、市等では、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行う重要な役割を担うことが求められる。

(2) 就業支援の強化

母子家庭等及び寡婦の自立、生活の安定と向上を図るためには、その就業を支援し、就業により収入を安定的に確保することが重要である。特に母子家庭の母等については、より一層、その置かれた状況を的確に把握し、その状況等に対応した施策を充実させていく必要がある。これまでも、母子家庭の母に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定のほか、公共職業訓練の実施、職業能力開発のための給付金、母子家庭の母の雇用を促進するための事業主に対する助成金等の施策を実施しており、今後は、こうした施策を更に拡充し、母子家庭の母等の自立と生活の向上を図っていく必要がある。

(3) 相談機能の強化

平成15年度に、母子相談員の名称を母子自立支援員に改めるとともに、配置が市等にまで拡大され、業務も職業能力の向上と求職活動に関する支援が追加されている。また、平成26年度に、母子自立支援員の名称を母子・父子自立支援員に改めることとした。これにより、母子・父子自立支援員は、母子家庭等及び寡婦の抱えている問題を把握し、母子・父子福祉団体等と連携し、その解決

法改正を踏まえ事業名を改称。

について相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設及びサービスについて助言し、母子・父子自立支援員と連携して問題の解決に努めること等が重要である。さらに、母子・父子自立支援員の受けた相談内容の割合が母子父子寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当などに関するものが多い状況を踏まえると、相談窓口就業支援を担当する者（以下「就業支援専門員」という。）を配置して就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員と連携することで、相談支援体制の質・量の充実に努めることが望ましい。また、行政とのあらゆる接点を通じて困難に陥る前から相談・支援につなげ、必要な支援メニューにつなげる体制を構築する必要がある。

都道府県等及び市等は、福祉事務所等の相談窓口、母子・父子自立支援員を適正に配置した上で、更にそれぞれの実情に応じ、就業支援専門員を配置するとともに、児童扶養手当、子育て支援、離婚や妊娠に係る相談窓口や支援機関との連携を密にすることにより、具体的な支援メニューにつなげる支援体制を整備することが重要である。また、相談窓口の整備に当たっては、地域の実情に応じ、母子生活支援施設等の児童福祉施設や民間団体の活用を検討することも重要である。あわせて、相談支援を担う人材を確保すること及び資質の向上のための研修等の機会を提供すること等を通じて、相談機能の強化を図るとともに、相談窓口の周知により利用を促すことが必要である。

また、都道府県及び市町村は、平成20年4月から実施されている児童扶養手当の一部支給停止措置に関連する手続について、プライバシーの保護に配慮しつつ、必要な情報の提供や相談等を行う必要がある。

(4) 子育て・生活支援の強化

母子家庭の母及び父子家庭の父が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるようにするため、また、就業が直ちに困難な場合に母子家庭の母及び父子家庭の父の状態に応じた自立を図るためには、多様な保育サービスやファミリー・サポート・センター事業などの一般の子育て支援を積極的に活用するとともに、母子家庭の母及び父子家庭の父の居宅への家庭生活支援員の派遣等による日常生活支援、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する生活講習会や情報交換の場の提供等の施策を更に拡充することが求められる。さらに、世代間の貧困の連鎖を防止するためにも、学習支援や児童訪問援助等の母子家庭及び父子家庭の児童を対象とした支援を更に拡充していくことが重要である。

(5) 就業支援の強化

に必要かつ適切な助言及び情報提供を行うなど、母子家庭等及び寡婦に対する総合的な相談窓口として重要な役割を担うことが求められる。また、地域における福祉の増進を図る児童委員においては、母子家庭等及び寡婦について相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設及びサービスについて助言し、問題の解決に努めること等が重要である。

市等は、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行うため、母子・父子自立支援員を適正に配置するほか、その資質の向上のための機会を提供すること等により、相談機能の強化を図ることが必要である。

また、都道府県及び市町村は、平成20年4月から実施される児童扶養手当の一部支給停止措置に関連する手続について、プライバシーの保護に配慮しつつ、必要な情報の提供や相談等を行う必要がある。

さらに、都道府県等及び市等においては、母子家庭等就業・自立支援センター等に養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取決め等に関する相談等を行うことが求められる。

平成26年度から総合的な支援のための相談窓口強化事業を創設。

法改正により子育て・生活支援を強化。

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立、生活の安定と向上を図るためには、その就業やより良い条件での転職を支援し、就業により収入を安定的に確保することが重要である。支援に当たっては、その置かれた状況を的確に把握し、その状況等に対応した施策を充実させていく必要がある。これまでも、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定のほか、公共職業訓練の実施、職業能力開発のための給付金、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用を促進するための事業主に対する助成金等の施策を実施しているが、特に就業への効果が高い母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金については、全ての都道府県等及び市等において積極的な実施とその周知が求められるとともに、今後は、母子家庭の母及び父子家庭の父の学び直しの視点も含め、就業支援を拡充することが求められる。

(6) 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進

養育費の確保については、養育費の取決めや確保が適切になされるよう、離婚する前からの意識付けが重要であり、離婚当事者に対する周知啓発や相談等に対応する者に対する支援が重要である。また、面会交流については、基本的には子どもの立場からその実施が望ましいことであるが、他方で、児童虐待や配偶者からの暴力等により面会交流が適切でない場合があるとともに、養育費相談とは異なる専門性が必要である。このため、面会交流に関する意義や課題などを双方の親を含む関係者が認識した上で、取決め・実施が適切になされるよう、国、都道府県及び市町村は、関係機関や民間団体と協力して周知啓発や相談対応を実施していくことが重要である。

(7) 福祉と雇用の連携

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の早期自立を図るためには、早期の段階における支援が重要である。こうした観点から、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を初期の段階で把握し、生活全般にわたり親身な相談に応じるとともに、経済的自立を図る上で必要な就業に関する情報や、就業する際の子育て支援など、福祉と雇用の施策の緊密な連携が不可欠である。そのため、国の労働部局と都道府県及び市町村、また、都道府県及び市町村の福祉部局と産業労働部局が緊密に連携することが求められる。

(8) 子どもの貧困対策

就業により安定した収入を確保し、母子家庭の母及び父子家庭の父の自立、生活の安定と向上を図ることは、子どもの貧困対策にも資するものである。子供の貧困対策に関する大綱に基づき、関係機関と連携しつつ、各施策を実施していくことが重要である。

2. 実施する各施策の基本目標

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を図るためには、

より良い条件での就業には親の学び直しも重要。

養育費や面会交流の取決めや履行を課題。

平成26年の子供の貧困対策に関する大綱の策定。

(4) 福祉と雇用の連携

母子家庭等及び寡婦の早期自立を図るためには、早期の段階における支援が重要である。こうした観点から、母子家庭等及び寡婦を初期の段階で把握し、生活全般にわたり親身な相談に応じるとともに、経済的自立を図る上で必要な就業に関する情報や、就業する際の子育て支援など、福祉と雇用の施策の緊密な連携が不可欠である。そのため、国の労働部局と都道府県及び市町村、また、都道府県及び市町村の福祉部局と産業労働部局が緊密に連携することが求められる。

2. 実施する各施策の基本目標

母子家庭等及び寡婦の自立を図るためには、①子育てや

①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的かつ計画的に展開することが不可欠であり、これを積極的に推進する。これにより、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の収入状況、就業状況、養育費取得状況等の生活状況の好転を図る。

(1) 子育てや生活の支援策

母子家庭及び父子家庭が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるよう、保育所等の優先的利用等、保育サービスの提供、公営住宅の積極的な活用等の推進等、子育てや生活の面での支援体制の整備を促進する。

また、地域の相互扶助による子育てや生活の面での支援を推進する。

(2) 就業支援策

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が十分な収入を得ることができ、自立した生活をするができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、就業機会の創出等を実施するなど、就業面での支援体制の整備を促進する。

(3) 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進

母子家庭及び父子家庭の児童が必ず養育費を取得できるよう、養育費の支払についての社会的気運の醸成、養育費や面会交流についての取決めの促進を図るなど、養育費確保面での相談体制の整備を促進する。また、面会交流は、基本的には子どもの立場からその実施が望ましいことから、児童虐待や配偶者からの暴力等により面会交流が適切でない場合があることや養育費相談とは異なる専門性が必要であること等に留意の上、相談に対応すること等により、面会交流の取決めの促進を図る。

(4) 経済的支援策

母子家庭及び父子家庭にとって重要な経済的な支えとなっている児童扶養手当制度を利用しやすくするために、制度について積極的に情報提供を実施する。また、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度を利用しやすくするために、制度について積極的に情報提供を実施するとともに、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の実態等に対応した貸付金制度の整備及びその適正な実施、関係職員に対する研修の実施等により、経済面での支援体制の整備を促進する。

3. 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

(1) 国等が講ずべき措置

生活の支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的かつ計画的に推進することが不可欠であり、これを積極的に推進する。これにより、母子家庭等及び寡婦の収入状況、就業状況、養育費取得状況等の生活状況の好転を図る。

(1) 子育てや生活の支援策

母子家庭等が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるよう、保育所への優先入所等、保育サービスの提供、公営住宅の積極的な活用等の推進等、子育てや生活の面での支援体制の整備を促進する。

また、地域の相互扶助による子育てや生活の面での支援を推進する。

(2) 就業支援策

母子家庭等及び寡婦が十分な収入を得ることができ、自立した生活をするができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な職業あっせん、就業機会の創出等を実施するなど、就業面での支援体制の整備を促進する。

(3) 養育費の確保策

母子家庭等の児童が必ず養育費を取得できるよう、養育費支払についての社会的気運の醸成、養育費についての取決めの促進を図るなど、養育費確保面での支援体制の整備を促進する。

(4) 経済的支援策

母子父子寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当制度を利用しやすくするために、制度について積極的に情報提供を実施するほか、母子家庭等及び寡婦の実態等に対応した貸付金制度の整備及びその適正な実施、関係職員に対する研修の実施等により、経済面での支援体制の整備を促進する。

3. 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

(1) 国等が講ずべき措置

法改正により、一時預かり事業等の利用に関する特別の配慮規定が創設。(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第6条の2)こども・子育て支援新制度においては、特定教育・保健施設や特定地域型保育事業も含まれる。文言の適正化。

平成24年度から面会交流支援事業を創設。

- ① 公共職業安定所における就業あっせん（公共職業訓練の受講あっせんを含む。）
 ア 母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、関係機関と連携し、きめ細かな職業相談・職業紹介等を実施する。また、マザーズハローワーク等においては、子育てをしながら就職を希望する女性等に対して、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施する。
 イ 母子家庭等就業・自立支援事業の円滑な実施のため、母子家庭等就業・自立支援センターや市等の求めに応じて、必要な求人情報の積極的な提供を行う。
 ウ 生活保護受給者等の就労・自立の促進
 児童扶養手当又は生活保護を受給している母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、公共職業安定所と福祉事務所が連携して、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた就労支援を実施する。
- ② 公共職業訓練の実施
 公共職業安定機関等と連携し、母子家庭の母及び父子家庭の父を含めた求職者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、託児サービスを付加した職業訓練や就労経験の少ない者にビジネスマナー講習等を行う準備講習をセットにした職業訓練等個々の求職者の特性に配慮した公共職業訓練を実施する。
- ③ 職業能力開発システム（ジョブ・カード制度）の推進
 母子家庭の母及び父子家庭の父などの職業能力形成機会に恵まれない者の安定雇用への移行を促進するため、ジョブカードを活用したキャリア形成支援を行い、必要な者には座学と企業における実習を組み合わせた実践的な職業訓練の受講を推進する。
- ④ 特定求職者雇用開発助成金の活用
 母子家庭の母及び父子家庭の父など就職が困難な求職者を雇い入れる事業主に対する特定就職困難者雇用開発助成金について、事業主に対する周知を徹底するなどにより、その活用を推進する。
- ⑤ 試行雇用を通じた早期就職の促進
 母子家庭の母及び父子家庭の父に実践的な能力を取得させるなどにより、早期就職を促進するための短期の試行雇用を実施する。
- ⑥ 助成金を活用した正規雇用への転換等の促進
 正規雇用への転換等を促進するための助成金を活用し、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の安定化を促進する。
- ⑦ 厚生労働省関係機関等における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の促進
 厚生労働省の本省や外局、関係機関において、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇入れを促進するように努めるとともに、厚生労働省以外の府省庁、社会福祉関係団体、公益法人等関係団体に対して雇入れの要請を行う。
- ⑧ 事業主に対する母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する啓発活動等の推進

- ① 公共職業安定所における就業あっせん（公共職業訓練の受講あっせんも含む。）
 ア 母子家庭の母等に対して、関係機関と連携し、きめ細かな職業相談・職業紹介等を実施する。また、マザーズハローワーク等においては、子育てをしながら就職を希望する女性等に対して、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施する。
 イ 母子家庭等就業・自立支援事業の円滑な実施のため、母子家庭等就業・自立支援センターや市等の求めに応じて、必要な求人情報の積極的な提供を行う。
 ウ 生活保護受給者等の就労・自立の促進
 児童扶養手当又は生活保護を受給している母子家庭の母等に対して、公共職業安定所と福祉事務所が連携して、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた就労支援を実施する。
- ② 公共職業訓練の実施
 公共職業安定機関等と連携し、母子家庭の母等を含めた求職者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、公共職業訓練を実施する。
- ③ 職業能力開発システム（ジョブ・カード制度）の推進
 母子家庭の母等の職業能力形成機会に恵まれない者の安定雇用への移行を促進するため、ジョブカードを活用したキャリア形成支援を行い、必要な者には座学と企業における実習を組み合わせた実践的な職業訓練の受講を推進する。
- ④ 特定求職者雇用開発助成金の活用
 母子家庭の母等就職が困難な求職者を雇い入れる事業主に対する特定就職困難者雇用開発助成金について、事業主に対する周知を徹底するなどにより、その活用を推進する。
- ⑤ 試行雇用を通じた早期就職の促進
 母子家庭の母等に実践的な能力を取得させるなどにより、早期就職を促進するための、短期の試行雇用を実施する。
- ⑥ 助成金を活用した正規雇用への転換等の促進
 正規雇用への転換等を促進するための助成金を活用し、母子家庭の母等の雇用の安定化を促進する。
- ⑦ 厚生労働省関係機関等における母子家庭の母等の雇用の促進
 厚生労働省の本省や外局、関係機関において、母子家庭の母等の雇入れを促進するように努めるとともに、厚生労働省以外の府省庁、社会福祉関係団体、公益法人等関係団体に対して雇入れの要請を行う。
- ⑧ 事業主に対する母子家庭の母等の雇用に関する啓発活動等の推進

現状を踏まえた記述の見直し。

- 事業主に対し、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進する。
- ⑨ 都道府県及び市町村、企業等における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する好事例の周知
母子家庭の母及び父子家庭の父を積極的に雇用するなど、都道府県及び市町村や企業における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行う。
- ⑩ 母子・父子自立支援プログラム策定等事業の支援
母子・父子自立支援プログラム策定等事業がより多くの都道府県等及び市等で実施されるよう、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業意欲の醸成や就業促進につながる各種情報を提供する。
- ⑪ 母子家庭等就業・自立支援事業の支援
母子家庭等就業・自立支援センター事業及び一般市等就業・自立支援事業を実施している都道府県等及び市等に対し、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業促進につながる各種情報を提供する。
- ⑫ 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力
母子・父子福祉団体等母子家庭の母及び父子家庭の父の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、国並びに母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成25年政令第3号）に定める独立行政法人及び特殊法人が物品やサービスを購入する場合には、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から購入するように努める。
- ⑬ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置に関する留意
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意する。
- ⑭ 母子家庭及び父子家庭に対する生活の場の整備
都市機構賃貸住宅について、母子家庭及び父子家庭に対する優先入居を推進する。また、民間賃貸住宅への母子家庭及び父子家庭の入居の円滑化を支援するため、一般財団法人高齢者住宅財団が実施する家賃債務保証制度の活用を推進するとともに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）

- 事業主に対し、母子家庭の母等の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母等の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進する。
- ⑨ 都道府県及び市町村、企業等における母子家庭の母等の雇用に関する好事例の周知
母子家庭の母等を積極的に雇用するなど、都道府県及び市町村や企業における母子家庭の母等の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行う。
- ⑩ 母子自立支援プログラム策定等事業の支援
母子自立支援プログラム策定等事業がより多くの都道府県等及び市等で実施されるよう、母子家庭の母等の就業意欲の醸成や就業促進につながる各種情報を提供する。
- ⑪ 母子家庭等就業・自立支援事業の支援
母子家庭等就業・自立支援センター事業及び一般市等就業・自立支援事業を実施している都道府県等及び市等に対し、母子家庭の母等の就業促進につながる各種情報を提供する。
- ⑫ 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力
母子・父子福祉団体等母子家庭の母等の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母等の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、国並びに母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成25年政令第3号）に定める独立行政法人及び特殊法人が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から購入するように努める。
- ⑬ 再チャレンジ支援寄附金税制の周知
平成19年度から、認定地域再生計画に基づき、地域において母子家庭の母等の積極的な雇用に取り組む会社に対する寄附について、税制上の優遇措置を講じており、本制度の周知を図る。
- ⑭ 母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置に関する留意
母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意する。
- ⑮ 母子家庭等に対する生活の場の整備
都市機構賃貸住宅について、母子家庭等に対する優先入居を推進する。また、民間賃貸住宅への母子家庭等の入居の円滑化を支援するため、高齢者居住支援センターによる家賃保証サービスの活用を推進するとともに、子育て世帯等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅の情報提供等を行うあんしん賃貸支援事業を推進する。

再チャレンジ支援寄附金税制廃止。

平成23年度に高齢者居住支援センター業務を高齢者住宅財団に移管。

第10条第1項に規定する居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）が行う子育て世帯等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅の情報提供等の取組を推進する。

⑮ 親の扶養義務の履行を確保するための施策の推進等

養育費に関しては、養育費相談支援センターにおいて、母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けられた養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談に当たる母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員等に対する研修の実施、パンフレット等による普及・啓発等を行う。

また、面会交流に関しては、養育費に関する相談とは異なる専門性が必要であることに鑑み、関係機関との役割分担を明確にした上で、養育費相談支援センターにおいて相談等の対応を行う。なお、養育費相談支援センターでの対応が困難な場合には、その解決に資する方策や関係機関等に関する情報提供を行い、面会交流の取決めの促進を支援する。

さらに、養育費及び面会交流の取決めの促進に効果的な取組に関する調査・研究等を行い、都道府県等及び市等に情報提供することにより、都道府県等及び市等の取組を支援する。

このほか、親の扶養義務の履行確保のために必要な支援を行う。

⑯ 母子福祉資金貸付金等の貸付条件に関する配慮

母子福祉資金貸付金等の貸付条件について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援が促進されるように配慮をして定める。

⑰ 効果的な母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を展開するための実態把握・研究

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を効果的に推進するために、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の就業状況、収入状況、養育費の取得状況、各施策の効果などの実態を把握し、更に効果的な支援策についてその研究・検討を進める。

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

都道府県、市町村等が以下の措置を講ずるに際しては、国は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が必要なサービスを適切に受けることができるよう母子・父子自立支援員及び就業支援専門員を含めた相談体制の整備、関係機関の連携を推進しながら、当該措置が効果的に実施されるよう必要な支援を

⑯ 親の扶養義務の履行を確保するための施策の推進

養育費相談支援センターにおいて、母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けられた養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談に当たる母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センター相談員等に対する研修の実施、パンフレット等による普及・啓発等を行う。

このほか、親の扶養義務の履行確保のために必要な支援を行う。

⑰ 母子福祉資金貸付金等の貸付条件に関する配慮

母子福祉資金貸付金等の貸付条件について、母子家庭の母等の就業の支援が促進されるように配慮をして定める。

⑱ 効果的な母子家庭等及び寡婦施策を展開するための実態把握・研究

母子家庭等及び寡婦施策を効果的に推進するために、母子家庭等及び寡婦の就業状況、収入状況、養育費の取得状況などの実態を把握し、更に効果的な支援策についてその研究・検討を進める。

(2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援

都道府県、市町村等が以下の措置を講ずるに際しては、国は、母子家庭等及び寡婦が必要なサービスを適切に受けることができるよう母子・父子自立支援員を含めた相談体制の整備、関係機関の連携を推進しながら、当該措置が効果的に実施されるよう必要な支援を講じていくものとする（実施主体

あんしん賃貸支援事業は平成22年度を持って廃止。新たに、住宅セーフティネット基盤強化推進事業（居住支援協議会活動支援）を創設。

平成27年度より事業名を改称。

子供の貧困対策に関する大綱における重点施策を踏まえて追加。

講じていくものとする。

① 相談支援体制の整備

ア 総合的な相談窓口の整備（実施主体：都道府県等及び市等）

福祉事務所等の相談窓口に、地域の実情に応じ、母子・父子自立支援員に加えて就業支援専門員を配置すること等により、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の様々な課題に対し、様々な支援メニューを組み合わせ、また、必要に応じて、他の支援機関につなげることによって、総合的な支援を行う相談窓口を整備

イ 相談機関関係職員を対象とした研修等の実施（実施主体：都道府県及び市町村）

福祉事務所の母子・父子自立支援員や就業支援専門員等の相談機関関係職員を対象として研修を実施するほか、他の機関が行う研修会等への参加を支援

② 子育て支援、生活の場の整備

ア 保育所等の優先的利用の推進等（実施主体：市町村）

- (a) 就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、母子家庭及び父子家庭の優先的取扱いなど、母子家庭及び父子家庭の児童が保育所等を優先的に利用することができるような取組を推進
- (b) 延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育や一時預かりを実施
- (c) 待機児童への対応や仕事と子育ての両立支援として、多様な保育サービスやファミリー・サポート・センター事業を活用

イ 放課後児童クラブの優先的利用の推進（実施主体：市町村）

放課後児童クラブについても、その実施を推進するとともに、母子家庭及び父子家庭の児童が優先的に利用できるような取組を推進

ウ 母子生活支援施設の整備・機能の拡充（実施主体：都道府県及び市町村）

について特に記載がない場合は都道府県及び市町村を指すものとする。また、対象について特に記載のない場合は、母子家庭を対象とするものとする。）。

① 子育て支援、生活の場の整備

ア 保育所優先入所の推進等（実施主体：市町村 対象：母子家庭等）

- (a) 就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、母子家庭等の優先的取扱いなど、母子家庭等の児童が保育所に優先的に入所することができるような取組を推進
- (b) 延長、休日、夜間、病児・病後児保育や一時預かりを実施
- (c) 待機児童への対応や仕事と子育ての両立支援として、家庭的保育事業やファミリー・サポート・センター事業を活用

イ 放課後児童クラブの優先的利用の推進（実施主体：市町村 対象：母子家庭等）

放課後児童クラブについても、その設置を推進するとともに、母子家庭等の児童が優先的に利用できるような取組を推進

ウ 母子生活支援施設の整備・機能の拡充

平成26年度から総合的な支援のための相談窓口強化事業を創設

法改正により母子・父子自立支援員等の資質向上に関する規定の創設。（母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第4項）

・法改正により、一時預かり事業等の利用に関する特別の配慮規定が創設。（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第6条の2）こども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業も含まれる。文言の適正化。

- (a) 母子生活支援施設に入所する母子家庭のうち早期に自立が見込まれる者を対象に、地域社会の中の小規模な施設で、本体施設と十分な連携を図りながらその自立を重点的に支援する小規模分園型（サテライト型）の母子生活支援施設の設置を推進
また、公設民営方式による施設整備を推進するとともに、その場合であっても母子保護及び自立促進等の機能を十分に果たせるよう必要な体制を整備
- (b) 母子生活支援施設の機能を活用し、地域で生活する母子家庭及び父子家庭の児童を対象とする保育機能（夜間・延長保育や入所待機の解消などのニーズにも対応）の充実を図り、地域の母子家庭の母及び父子家庭の父の子育てと仕事の両立を支援
- エ 公営住宅の積極的活用の推進（優先入居の推進等）等（実施主体：都道府県及び市町村）
(a) 特に居住の安定確保が必要な者として母子家庭及び父子家庭に対する公営住宅への優先入居を推進
- (b) 民間賃貸住宅への母子家庭及び父子家庭の入居の円滑化を支援するため、居住支援協議会が行う子育て世帯等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅の情報提供等の取組を推進
- オ 身元保証人確保対策事業の実施（実施主体：都道府県及び市町村）
母子生活支援施設等を退所する母子家庭などが、身元保証人を得られず、住居を借りる際に困難となることがないように、身元保証人確保のための支援を推進
- カ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転宅資金の貸付けの実施（実施主体：都道府県等）
母子父子寡婦福祉資金貸付金のメニューである住宅資金や転宅資金の貸付を通じて母子家庭及び父子家庭への住宅支援を推進
- キ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施（実施主体：都道府県及び市町村）
(a) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の修学

- (a) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設を設置
母子生活支援施設に入所する母子家庭のうち早期に自立が見込まれる者を対象に、地域社会の中の小規模な施設で、本体施設と十分な連携を図りながらその自立を重点的に支援する小規模分園型（サテライト型）の母子生活支援施設の設置を推進
また、公設民営方式による施設整備を推進するとともに、その場合であっても母子保護及び自立促進等の機能を十分に果たせるよう必要な体制を整備
- (b) 母子生活支援施設への保育機能の付与（対象：母子家庭等）
母子生活支援施設の機能を活用し、地域で生活する母子家庭等の児童を対象とする保育機能（夜間・延長保育や入所待機の解消などのニーズにも対応）の充実を図り、地域の母子家庭等の子育てと仕事の両立を支援
- エ 公営住宅の積極的活用の推進（優先入居の推進等）等
(a) 公営住宅の優先入居等
公営住宅の借上げ制度の活用を推進しつつ、母子家庭等に対する優先入居を推進
- (b) 民間賃貸住宅への入居の円滑化
民間賃貸住宅への母子家庭等の入居の円滑化を支援するため、子育て世帯等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅の情報提供等を行うあんしん賃貸支援事業の実施を推進
- オ 身元保証人確保対策事業の実施
母子生活支援施設等を退所する母子家庭等が、身元保証人を得られず、住居を借りる際に困難となることがないように、身元保証人確保のための支援を推進
- カ 母子家庭日常生活支援事業等の実施（対象：母子家庭等）
(a) 母子家庭等が母等の修学や疾病等の事由により一時

母子家庭等に対する優先入居については、借上げ制度に限られたものではなく、公営住宅制度全体の中で推進していくべきものであるため。
あんしん賃貸支援事業は平成22年度をもって廃止。新たに、住宅セーフティネット基盤強化推進事業（居住支援協議会活動支援）を創設。

子供の貧困対策に関する大綱における重点施策の1つ。

法改正を踏まえた事業名の改称。

や疾病等の事由により一時的に家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等に、多様なニーズ、時間帯に応じて家庭生活支援員を母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の居宅に派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において、児童の世話等日常生活の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業の実施を推進

(b) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、昼間、夜間などの多様な時間帯の利用を推進するとともに、出張等の場合に対応できる宿泊型事業の活用を推進

(c) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、事業の一部を母子・父子福祉団体、NPO、介護事業者等に委託することができるものとし、家庭生活支援員として、母子家庭の母及び父子家庭の父を積極的に活用していくとともに、その資質の向上を図るため、講習会を実施

ク 子育て短期支援事業の実施（実施主体：市町村）

(a) 保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、緊急一時的に保護を必要とする場合又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、母子家庭及び父子家庭の児童を短期間預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業の実施を推進

(b) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施
保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日不在となった場合やその他の緊急の場合に、母子家庭及び父子家庭の児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行う夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施を推進

(c) 母子家庭及び父子家庭の児童が事業を優先的に利用できるように取組等を推進

ケ ひとり親家庭生活向上事業の実施（実施主体：都道府県及び市町村）

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活基盤の安定を図るため、生活支援講習、児童訪問援助（大学生等によるホームフレンド）、大学生等の学習支援ボランティアの派遣等、情報交換の場の提供等、各種事業をメニュー化し、地域の実情に応じて選択するとともに、実効性の高い事業を実施

③ 就業支援策

ア 母子・父子自立支援プログラム策定等事業の実施（実施主体：都道府県等及び市等）

的に家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等に、多様なニーズ、時間帯に応じて家庭生活支援員を母子家庭等の居宅に派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において、児童の世話等日常生活の支援を行う母子家庭日常生活支援事業等の実施を推進

(b) 母子家庭日常生活支援事業等の実施に当たっては、昼間、夜間などの多様な時間帯の利用を推進するとともに、出張等の場合に対応できる宿泊型事業を活用

(c) 母子家庭日常生活支援事業等の実施に当たっては、事業の一部を母子・父子福祉団体、NPO、介護事業者等に委託することができるものとし、家庭生活支援員として、母子家庭の母等を積極的に活用していくとともに、その資質の向上を図るため、講習会を実施

キ 子育て短期支援事業の実施（実施主体：市町村 対象：母子家庭等）

(a) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業の実施
保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、母子家庭等の児童を短期間預かるショートステイ事業の実施を推進

(b) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施
保護者が仕事等の理由により帰宅が夜間になる場合や休日の勤務、緊急の場合の宿泊に対応するトワイライトステイ事業の実施を推進

事業の説明を適切なものに修正。

法改正により、子育て短期支援事業の利用に関する特別の配慮規定が創設。（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第6条の2）

ク ひとり親家庭生活支援事業の実施（対象：母子家庭等）

母子家庭等の生活基盤の安定を図るため、生活支援講習、土日・夜間電話相談、児童訪問援助（大学生等によるホームフレンド）、情報交換の場の提供、健康支援等、各種事業をメニュー化し、地域の実情に応じて選択するとともに、実効性の高い事業を実施

② 就業支援策

ア 母子自立支援プログラム策定等事業の実施（実施主体：都道府県等及び市等 対象：児童扶養手当受給者等）

法改正を踏まえた事業名の改称。

(a) <u>児童扶養手当受給者等の個々の母子家庭及び父子家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、それに基づき、きめ細かな支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施。</u> (b) 事業の実施に当たっては、児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時、受給から5年経過した時等あらゆる機会をとらえ、対象者に対する事業の紹介に努める等、自立が見込まれる対象者のプログラム策定に着実につながるよう、効率的かつ効果的に実施 イ 母子家庭等就業・自立支援事業の実施（実施主体：都道府県等及び市等） (a) 就業に関する専門的な知識や相談経験のある者による就業相談、就業支援講習会等、就業情報の提供、在宅就業の支援、母子・父子自立支援員を始めとする就業支援関係者の研修等、一貫した就業支援サービスを提供したり、母子生活支援施設と連携を図りながら、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の地域生活の支援や養育費の取決めを促進するための専門相談を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施 (b) 就業支援講習会の実施 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の能力開発に資するため、就業支援講習会を実施 具体的には、 ・ 就職に結びつく確率の高い内容の講習を重点的に実施 ・ 求職活動や起業のノウハウについて講習を実施 ・ 受講者のために託児サービスを提供 ・ 講習会の実施に当たり、公共職業能力開発施設、女性就業援助センター等既存の施設を有効に活用 ・ 無業者等が就業するに際して、必要に応じて職場体験を行う機会を提供 (c) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦が身近な地域で支援を受けられるよう、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同種の事業を地域の実情に応じ選択し、実施する一般市等就業・自立支援事業を実施 (d) 都道府県等と市等は、十分な連携を図りながら、母子家庭等就業・自立支援事業を実施。また、自ら事業を実施することのほか、母子・父子福祉団体、NPO、社会福祉協議会等に事業の全部又は一部を委託するなど既存の施設・人材等を積極的に活用 ウ より良い就業に向けた能力の開発 (a) 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金等（母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金並びに母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等）の活用（実施主体：都道府県等及び市等） ・ 母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金	(a) 個々の母子家庭等の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、それに基づき、きめ細かな支援を行う母子自立支援プログラム策定事業を実施。また、就業意欲を醸成するため、ボランティア活動等を行う就職準備支援コース事業を実施 (b) 事業の実施に当たっては、児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時、受給から5年経過した時等あらゆる機会をとらえ、対象者に対する事業の紹介に努める等、自立が見込まれる対象者のプログラム策定に着実につながるよう、効率的かつ効果的に実施 イ 母子家庭等就業・自立支援事業の実施（実施主体：都道府県等及び市等 対象：母子家庭等及び寡婦） (a) 就業に関する専門的な知識や相談経験のある者による就業相談、就業支援講習会等、就業情報の提供、在宅就業の支援、母子・父子自立支援員を始めとする就業支援関係者の研修等、一貫した就業支援サービスを提供したり、母子生活支援施設と連携を図りながら、母子家庭等及び寡婦の地域生活の支援や養育費の取決めを促進するための専門相談を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施 (b) 就業支援講習会の実施 母子家庭の母等及び寡婦の能力開発に資するため、就業支援講習会を実施 具体的には、 ・ 就職に結びつく確率の高い内容の講習を重点的に実施 ・ 求職活動や起業のノウハウについて講習を実施 ・ 受講者のために託児サービスを提供 ・ 講習会の実施に当たり、公共職業能力開発施設、女性就業援助センター等既存の施設を有効に活用 ・ 無業者等が就業するに際して、必要に応じて職場体験を行う機会を提供 (c) 母子家庭の母等及び寡婦が身近な地域で支援を受けられるよう、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同種の事業を地域の実情に応じ選択し実施する一般市等就業・自立支援事業を実施 (d) 都道府県等と市等は、十分な連携を図りながら母子家庭等就業・自立支援事業を実施。また、自ら事業を実施することのほか、母子・父子福祉団体、NPO、社会福祉協議会等に全部又は一部を委託するなど既存の施設・人材等を積極的に活用 ウ より良い就業に向けた能力の開発 (a) 母子家庭自立支援給付金等（母子自立支援教育訓練給付金等、母子家庭高等職業訓練促進給付金等）の活用（実施主体：都道府県等及び市等 対象者：母子家庭等） ・ 母子自立支援教育訓練給付	平成27年度から就業支援準備コース事業を廃止予定。 法改正を踏まえた事業名の改称。
---	--	---

都道府県等及び市等は、その長が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給 - 母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等 都道府県等及び市等は、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上修業する場合で、就業や育児と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のための給付金及び入学金の負担軽減のための一時金を給付 (b) 技能習得期間中の技能習得資金及び生活資金の貸付け制度の活用（実施主体：都道府県等） 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の公共職業能力開発施設等における技能習得を支援し、技能を習得している期間中の生活保障のため、適正な償還期間を設定の上、技能習得資金及び生活資金の貸付けを実施 (c) 保育士資格の取得の促進（実施主体：都道府県等） - 家庭的保育事業の補助者としての経験を保育士養成施設における保育実習とする取扱い - 家庭的保育事業の補助者としての経験を保育士試験の受験に必要な実務経験に算入 (d) 親の学び直しの支援（実施主体：都道府県等及び市等） 母子家庭の母及び父子家庭の父が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、高等学校卒業程度認定試験に合格した場合に、受講費用の一部を支給 (e) 在宅就業の支援（実施主体：都道府県等及び市等） 在宅就業を希望する母子家庭及び父子家庭に対し、専門の支援員による支援を実施 - エ 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の状況に応じた就業あっせん（公共職業安定機関等との連携）（実施主体：都道府県等及び市等） (a) 都道府県等及び市等は、母子・父子自立支援員等を配置し、児童扶養手当の手続を行う際等に、公共職業安定機関等と連携して、求人情報の提供や、就職・能力開発に関する相談等を実施 (b) 都道府県等及び市等は、公共職業安定機関等と連携し、地域における労働市場の状況に係る情報の提供等その支援を受けつつ、母子・父子自立支援員等就業支援関係者に対する研修を実施 - オ 公共職業訓練の実施（実施主体：都道府県） 都道府県は、公共職業安定機関等と連携し、母子家庭の母及び父子家庭の父を含めた求職者がその職業能力の	都道府県等及び市等は、その長が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母等に対して、講座修了後に受講料の一部を支給 - 母子家庭高等職業訓練促進給付金等 都道府県等及び市等は、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上修業する場合で、就業（育児）と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のための給付金及び入学金の負担軽減のための一時金を給付 (b) 技能習得期間中の技能習得資金及び生活資金の貸付け制度の活用（実施主体：都道府県等 対象：母子家庭等及び寡婦） 公共職業能力開発施設等における技能習得を支援し、技能を習得している期間中の生活保障のため、適正な償還期間を設定の上、技能習得資金及び生活資金の無利子貸付けを活用 (c) 保育士資格の取得の促進（実施主体：都道府県及び指定都市） - 家庭的保育事業の補助員としての経験を保育士養成施設における保育実習とする取扱い - 家庭的保育事業の補助員としての経験を受験に必要な実務経験に算入 エ 母子家庭等及び寡婦の状況に応じた就業あっせん（公共職業安定機関等との連携）（実施主体：都道府県等及び市等 対象：母子家庭等及び寡婦） (a) 都道府県等及び市等は、母子・父子自立支援員を配置し、児童扶養手当の手続を行う際等に、公共職業安定機関等と連携して、求人情報の提供や、就職・能力開発に関する相談等を実施 (b) 都道府県等及び市等は、公共職業安定機関等と連携し、地域における労働市場の状況に係る情報の提供等その支援を受けつつ、母子・父子自立支援員等就業支援関係者に対する研修を実施 オ 公共職業訓練の実施（実施主体：都道府県） 都道府県は、公共職業安定機関等と連携し、母子家庭の母等を含めた求職者がその職業能力の開発及び向上を	平成27年度に高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を創設予定。 平成27年度に在宅就業推進事業を拡充予定。
--	---	---

開発及び向上を図ることを促進するため、公共職業訓練を実施

カ 所得の増大に結び付く就業機会創出のための支援

(a) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対する起業支援（実施主体：都道府県等）

母子家庭の母若しくは父子家庭の父又は寡婦が共同して起業する場合に、母子福祉資金貸付金等（事業開始資金）を貸付け

また、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の起業を支援するため、起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理等についてのセミナーを実施

(b) 公共的施設における雇入れの促進（実施主体：都道府県及び市町村）

都道府県及び市町村が設置する公共的施設において、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の雇入れを促進

(c) 母子・父子福祉団体等への優先的な事業発注の推進（実施主体：都道府県及び市町村）

売店の優先許可の普及や、都道府県や市町村の機関による清掃業務の委託等母子・父子福祉団体等に対する優先的な事業発注を推進

キ 母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する啓発活動等・情報提供

(a) 事業主や都道府県及び市町村の関係団体に対して母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進

(b) 母子家庭の母及び父子家庭の父を積極的に雇用するなどの企業等における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行うとともに、その企業等の公表や表彰等を実施

ク 母子・父子福祉団体、NPO等に対する支援

(a) 職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体等への支援（実施主体：都道府県及び市町村）

職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体やNPO等に対し、公共職業安定所や福祉人材センターと連携しつつ求人情報の提供等を実施

(b) 母子・父子福祉団体が行う事業に対する支援（実施主体：都道府県）

母子・父子福祉団体が、母子家庭の母及び父子家庭の父の福祉の増進を図るための事業（社会福祉事業、職業紹介事業、労働者派遣事業、信用保証業等）を行う場合に母子福祉資金貸付金制度等を活用

(c) 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力（実施主体：都道府県、市町村及び独立行政法人）

母子・父子福祉団体等母子家庭の母及び父子家庭の父の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進につながる業務を

図ることを促進するため、公共職業訓練を実施

カ 所得の増大に結び付く就業機会創出のための支援

(a) 母子家庭の母等及び寡婦に対する起業支援（実施主体：都道府県等 対象：母子家庭等及び寡婦）

母子家庭の母等や寡婦が共同して起業する場合において母子福祉資金貸付金等（事業開始資金）を貸付け

また、母子家庭の母等及び寡婦の起業を支援するため、起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理等についてのセミナーを実施

(b) 公共的施設における雇入れの促進（対象：母子家庭等及び寡婦）

都道府県及び市町村が設置する公共的施設において、母子家庭等及び寡婦の雇入れを促進

(c) 母子・父子福祉団体等への優先的な事業発注の推進（対象：母子・父子福祉団体等）

売店の優先許可の普及や、都道府県や市町村の機関による清掃業務の委託等母子・父子福祉団体等に対する優先的な事業発注を推進

キ 母子家庭の母等の雇用に関する啓発活動等・情報提供

(a) 事業主や都道府県及び市町村の関係団体に対して母子家庭の母等の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母等の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進

(b) 母子家庭の母等を積極的に雇用するなどの企業等における母子家庭の母等の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行うとともに、その企業等の公表や表彰等を実施

ク 母子・父子福祉団体、NPO等に対する支援

(a) 職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体等への支援（対象：母子・父子福祉団体等）

職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体やNPO等に対し、公共職業安定所や福祉人材センターと連携しつつ求人情報の提供等を実施

(b) 母子・父子福祉団体が行う事業に対する支援（実施主体：都道府県 対象：母子・父子福祉団体）

母子・父子福祉団体が、母子家庭の母等の福祉の増進を図るための事業（社会福祉事業、職業紹介事業、労働者派遣事業、信用保証業等）を行う場合に母子福祉資金貸付金制度等を活用

(c) 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力

母子・父子福祉団体等母子家庭の母等の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母等の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、地方公共団体及び地方独立行政法人が物品やサービスを購

- より多く受注できるよう、地方公共団体及び地方独立行政法人が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から購入するように努めること
- ケ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置に関する留意（実施主体：都道府県及び市町村）
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意
- ④ 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進
- ア 広報・啓発活動の推進（実施主体：都道府県及び市町村）
母子・父子福祉団体、NPO等の関係団体と連携して、養育費の支払や養育費及び面会交流の取決めにに関する広報・啓発活動を推進
- イ 相談体制の拡充
- (a) 養育費に関する専門知識を有する相談員の配置（実施主体：都道府県等及び市等）
養育費の取決めや支払の履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供のほか、母子家庭及び父子家庭への講習会などを実施するため、地域の実情に応じ、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置
- (b) 特別相談事業の拡充（実施主体：都道府県等及び市等）
特別相談事業としての法律相談について、実施回数を増やすなど、その事業を充実
- (c) 母子・父子自立支援員や婦人相談員等に対する養育費及び面会交流に関する研修の実施（実施主体：都道府県等及び市等）
母子・父子自立支援員、婦人相談員、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費に関する専門知識を有する相談員に対し、養育費の取得手続等養育費に関する事項や面会交流の相談対応、関係機関や民間団体等との連携に関する研修を実施
- (d) 母子・父子福祉団体、NPO等への支援（実施主体：都道府県及び市町村）
母子家庭及び父子家庭に対して、養育費相談や情報提供活動を実施する母子・父子福祉団体やNPO等に対し、情報提供等の支援を実施
- ウ 情報提供（実施主体：都道府県及び市町村）
母子家庭及び父子家庭に対し、養育費取得手続、相談窓口などについて、行政（児童扶養手当窓口、婚姻・離婚届窓口等）や関係団体による情報提供活動を推進
- エ 面会交流支援事業の実施（実施主体：都道府県等）
別居親又は同居親からの申請に応じ、面会交流に係る事前相談や面会交流援助を実施
- ⑤ 経済的支援策

入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から購入するように努めること

- ケ 母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置に関する留意
母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意
- ③ 養育費の確保策
- ア 広報・啓発活動の推進
母子・父子福祉団体、NPO等の関係団体と連携して、養育費の支払に関する広報・啓発活動を推進
- イ 相談体制の拡充
- (a) 養育費に関する専門知識を有する相談員の配置（実施主体：都道府県等及び市等 対象：母子家庭等）
養育費の取決めや支払の履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供のほか、母子家庭等への講習会などを実施するため、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置
- (b) 特別相談事業の拡充（実施主体：都道府県等及び市等 対象：母子家庭等）
特別相談事業としての法律相談について、実施回数を増やすなど、その事業を充実
- (c) 母子・父子自立支援員や婦人相談員等に対する養育費に関する研修の実施
母子・父子自立支援員、婦人相談員、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員に対し、養育費の取得手続等養育費に関する研修を実施
- (d) 母子・父子福祉団体、NPO等への支援（対象：母子家庭等）
母子家庭等に対して、養育費相談や情報提供活動を実施する母子・父子福祉団体やNPO等に対し、情報提供等の支援を実施
- ウ 情報提供（対象：母子家庭等）
母子家庭等に対し、養育費取得手続、相談窓口などについて、行政（児童扶養手当窓口、婚姻・離婚届窓口等）や関係団体による情報提供活動を推進

④ 経済的支援策

平成24年度に面会交流支援事業を創設。

ア 母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する情報提供、適正な貸付業務の実施（実施主体：都道府県等）

母子家庭若しくは父子家庭又は寡婦に対して、積極的に母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行うほか、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務を実施

イ 児童扶養手当に関する情報提供及び適正な給付業務の実施（実施主体：都道府県及び市町村）

母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、積極的に児童扶養手当制度に関する情報提供を行うほか、プライバシーの保護に配慮した適正な給付業務を実施

ウ 児童扶養手当窓口における相談、情報提供等適切な自立支援の実施（実施主体：都道府県等及び市等）

児童扶養手当窓口において、母子・父子自立支援員等による就業等に関する相談や情報提供を積極的に推進するなど、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する適切な自立支援を実施

⑥ 広報啓発

広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業の実施等により、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策に係る要望・意見の聴取やニーズ調査等を行うとともに、各種の広報手段を活用し、地域の特性を踏まえた広報啓発活動を実施（実施主体：都道府県及び市町村）

(3) 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表
毎年1回、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施の状況を公表する。

(4) 基本方針の評価と見直し

① 基本方針の見直しに当たっては、見直し前に、基本方針に定めた施策の評価を行う。

この評価は、第1に掲げた母子家庭及び父子家庭の父並びに寡婦の動向に関して可能な限り定量的な調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する。

② 施策評価結果の公表

①の評価により得られた結果は、公表する。

③ 基本方針の見直し

①の評価により得られた結果は、基本方針の見直しに際して参考にする。

(5) 関係者等からの意見聴取

基本方針の見直しに当たっては、母子・父子福祉団体、NPO、都道府県や市町村、母子生活支援施設関係者など、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、パブリックコメントを求める。

(6) その他

① 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を実施するに当たっては、母子・父子福祉団体、NPOその他関係団体に対し適切な支援を行うとともに、これらの関係団体、児童委

ア 母子父子寡婦福祉貸付金に関する情報提供、適正な貸付業務の実施（実施主体：都道府県 対象：母子家庭等及び寡婦）

母子家庭等や寡婦に対して、母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を積極的に推進するほか、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務を実施

イ 児童扶養手当に関する情報提供及び適正な給付業務の実施（実施主体：都道府県及び市町村 対象：母子家庭等）

母子家庭の母等に対して、児童扶養手当制度に関する情報の提供を積極的に推進するほか、プライバシーの保護に配慮した適正な給付業務を実施

ウ 児童扶養手当窓口における相談及び情報提供等適切な自立支援の実施（実施主体：都道府県等及び市等 対象：母子家庭等）

児童扶養手当窓口において、母子・父子自立支援員等による就業等に関する相談や情報提供を積極的に推進するなど、母子家庭の母等に対する適切な自立支援を実施

(3) 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表

毎年一回、母子家庭の母等の就業の支援に関する施策の実施の状況を公表する。

(4) 基本方針の評価と見直し

① 基本方針の見直しに当たっては、見直し前に、基本方針に定めた施策の評価を行う。

この評価は、第1に掲げた母子家庭等及び寡婦の動向に関して調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する。

② 施策評価結果の公表

①の評価により得られた結果は、公表する。

③ 基本方針の見直し

①の評価により得られた結果は、基本方針の見直しに際して参考にする。

(5) 関係者等からの意見聴取

基本方針の見直しに当たっては、母子・父子福祉団体、NPO、都道府県や市町村、母子生活支援施設関係者など、母子家庭等及び寡婦施策関係者からの意見を聴取するとともに、パブリックコメントを求める。

(6) その他

① 母子家庭等及び寡婦施策を実施するに当たっては、母子・父子福祉団体、NPOその他関係団体に対し適切な支援を行うとともに、これら関係団体、児童委員及び施策に関

平成26年度に広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業を創設。

員及び施策に係る部局とも十分な連携を図りつつ実施■

② 効果的な母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策の在り方について研究・検討を行う。

③ 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策に従事する職員により母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を巡る状況の理解、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策の習熟及びプライバシーへの十分な配慮が促進されるよう、職員の資質向上のための研修等を実施する。

第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

都道府県等及び市等が、自立促進計画を策定する場合には、次に掲げる指針を踏まえ策定することが適当である。

1. 手続についての指針

(1) 自立促進計画の期間

自立促進計画の運営期間は、5年間とする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

(2) 他の計画との関係

自立促進計画は、法律の規定による計画であって母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事項を定めるものの調和を保つように努めなければならない。

(3) 自立促進計画策定前の手続

① 調査・問題点等の把握

自立促進計画を策定するに当たっては、まず、次の事項について調査し、活用可能な既存のデータ等を基に評価・分析し、当該地域における母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の現状における問題点及び支援施策の利用に関する意向を把握する。

ア 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の数（離死別や未婚等の原因ごとの数）

イ 母子家庭及び父子家庭における子どもの状況（人数、性別、年齢、就学状況等）

ウ 平均年間所得（就業形態ごと就業種別ごとの額）

エ 就業率（就業形態ごと、就業種別ごとの率）

オ 母子家庭及び父子家庭の養育費等の取決め率、取得率及び平均額

カ 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の住居の状況

キ 母子家庭及び父子家庭のうち、その児童が保育所等の利用を待機している世帯数

ク 当該地域の公共的施設における母子家庭及び父子家庭の雇用状況

ケ その他当該地域の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立促進にとって参考となる数値

コ 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の支援施策の利用に関する意向

② 基本目標

①の調査・問題点の把握に基づいて、自立促進計画の基本目標を明確にする。

③ 合議制機関からの意見聴取

自立促進計画の策定に当たっては、あらかじめ、都道

係する部局とも十分な連携を図りつつ■

② 効果的な母子家庭等及び寡婦施策の在り方について研究・検討を行う。

③ 母子家庭等及び寡婦施策に従事する職員により母子家庭等及び寡婦を巡る状況の理解、母子家庭等及び寡婦施策の習熟及びプライバシーへの十分な配慮が促進されるよう、職員の資質向上のための研修等を実施する。

第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

都道府県等及び市等が、自立促進計画を策定する場合には、次に掲げる指針を踏まえ策定することが適当である。

1. 手続についての指針

(1) 計画の期間

自立促進計画（以下「計画」という。）の運営期間は、5年間とする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

(2) 計画策定前の手続

① 調査・問題点の把握

計画を策定するに当たっては、まず、次の事項について調査し、活用可能な既存のデータ等を基に評価・分析し、当該地域における母子家庭等及び寡婦の現状における問題点を把握する。

ア 母子家庭等及び寡婦の数（離死別や未婚等の原因ごとの数）

イ 母子家庭等における子どもの状況（人数、性別、年齢、就学状況等）

ウ 平均年間所得（就業形態ごと就業種別ごとの額）

エ 就業率（就業形態ごと、就業種別ごとの率）

オ 母子家庭等の養育費の取決め率、取得率及び平均額

カ 母子家庭等及び寡婦の住居の状況

キ 母子家庭等のうち、その児童が保育所への入所を待機している世帯数

ク 当該地域の公共的施設における母子家庭の雇用状況

ケ その他当該地域の母子家庭等及び寡婦の自立促進にとって重要な数値

② 基本目標

①の調査・問題点の把握に基づいて、計画の基本目標を明確にする。

こども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業も含まれる。
文言の適正化。

府県児童福祉審議会又は市町村児童福祉審議会、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項又は第4項に規定する機関その他の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見を聴取するよう努めなければならない。

④ 関係者等からの意見聴取

自立促進計画の策定に当たっては、あらかじめ、地域の母子・父子福祉団体、NPO、母子生活支援施設職員など母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、インターネットの利用及び印刷物の配布等の方法により当該地域の住民の意見も聴取するよう努めなければならない。

(3) 自立促進計画の評価と次期自立促進計画の策定

① 評価

次の自立促進計画の策定に当たっては、自立促進計画の運営期間の満了前に、自立促進計画に定めた施策について評価を行う。

この評価は、(2)①に掲げる事項について調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する。

② 施策評価結果の公表

①の評価により得られた結果は、公表する。

③ 次の自立促進計画の策定

①の評価により得られた結果は、次の自立促進計画を策定するに際して参考にする。

2. 自立促進計画に盛り込むべき施策についての指針

(1) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項としては、1. (2)①で把握した問題点を記載する。

(2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項としては、第2の1. を参考にしつつ、当該都道府県等及び市等において今後実施する母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策の基本的な方向性を記載する。

さらに、第2の2. を参考にしつつ、当該都道府県等及び市等が自立促進計画に基づいて実施する各施策の基本目標を記載する。

(3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

①日常生活支援等の子育て支援、生活の場の整備、②高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金等の就業支援策、③養育費の確保等に関する事項、④経済的支援策、⑤関係機関の協力その他の各項目について、(1)に記載した問題点を解消するために必要な施策として、次に掲げるものを記載する。

③ 関係者等からの意見聴取

計画の策定に当たっては、当該地域の母子・父子福祉団体、NPO、母子生活支援施設職員等母子家庭等及び寡婦施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、当該地域の住民の意見も聴取する。

(3) 基本計画の評価と次期計画の策定

① 評価

計画の運営期間の満了前に、計画に定めた施策について評価を行う。

この評価は、(2)①の調査項目について調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する。

② 施策評価結果の公表

①の評価により得られた結果は、公表する。

③ 次の計画の策定

①の評価により得られた結果は、次の計画を策定するに際して参考にする。

2. 計画に盛り込むべき施策についての指針

(1) 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項としては、1. (2)①で把握した問題点を記載する。

(2) 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項としては、第2の1. を参考にしつつ、当該都道府県等及び市等において今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性を記載する。

さらに、第2の2. を参考にしつつ、当該都道府県等及び市等が計画に基づいて実施する各施策の基本目標を記載する。

(3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

①子育て支援、生活の場の整備、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策、⑤その他の各項目について、(1)に記載した問題点を解消するために必要な施策として、次のものを記載する。

① 厚生労働大臣が提示した施策 第2の3.(2)に掲げられた施策のうち、当該都道府県等及び市等において実施する施策 ② 都道府県等及び市等独自の施策 第2の3.(2)に記載されていない施策であって、当該都道府県等及び市等が独自で実施する施策	① 厚生労働大臣が提示した施策メニュー 第2の3.(2)に掲げられた施策のうち、当該都道府県等及び市等において実施する施策 ② 都道府県等及び市等独自の施策メニュー 第2の3.(2)に記載されていない施策であって、当該都道府県等及び市等が独自で実施する施策
--	--

【島根県・浜田市】介護人材確保のためのシングルペアレントの受入れ(モデル)事業

概要

人材が不足している介護保険サービス事業所に対し、都市部で増加しつつあるシングルペアレントの受入れを行い、一定期間の産業体験を行う場合に要する経費の一部を助成する。

対象者※次の全ての要件を満たす者

- ・浜田市外在住のシングルペアレントで、高校生以下の子と浜田市に移住する者（65歳未満）
- ・浜田市が指定する介護保険サービス事業所で就労が可能な者
- ・介護職場での就労が未経験（資格の有無は問わない）であり、研修終了後も定住し続ける意思のある者

研修期間

3か月以上1年以内

支援内容

	1年目	2年目以降
○給与	○月額15万円以上の給与 事業所の給与規定等に準じて支給。	○事業所からの給与支給 ※原則1年目の給与水準が保障され、昇給等により増額。
○養育支援	○1世帯につき月額3万円（1年）	○ひとり親家庭や子ども等に対する支援を活用
○家賃補助	○1世帯につき家賃月額の1/2（上限2万円まで） 民間アパート等に入居する場合、1年間支援。	○住宅等は引き続き入居可能
○自動車の提供	○本体価格0円で中古自動車を提供 ※保険料等の諸費用については自己負担	○継続して所有可能
○一時金（支度金）	事業所から引越し等の支度金として30万円が支給。	——
○一時金（奨励金）	事業所から1年間の研修終了時に100万円が支給。	——
○資格取得支援	○事業所の負担により、介護サービスを実施するための「介護職員初任者研修」を受講。	——

資料：島根県浜田市ホームページを元に
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が作成